による司法妨害があったかどうか、今後の

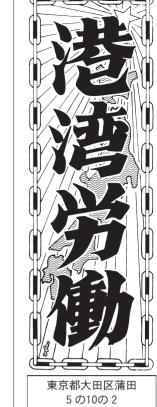
いう四点を基調として昨年の大会で決定し

港

(昭和25年) 国有鉄道扱

働

Ι



全日本港湾労





新政権に問われています。

韓国の情勢は、3月、韓国憲法裁判所が ・槿恵大統領の弾劾訴追を妥当と判断し、

純な問題ではなく、伝統である寛容さや多

様性を重んじつつ、いかに共存を図るのか

ランスにおける移民問題が課題として残っ ルペン氏を破り、当選しました。今後、フ 集め、EU離脱を主張した極右・国民戦線

属のマクロン前経済相が6割以上の票を

ていますが、力ずくで解決できるような単

労働運動の現状 国内外の情勢と

(2)

|際情勢の特徴

1

湾

(1) 器攻撃を誰が行ったのかについての国連調 保護主義を鮮明にしています。すでに世界 え、そのために3%の経済成長を目指すと 明を行うなど米国の雇用改善を第一に考 捜査局(FBI)長官を電撃的に解任した 器は発見されませんでした。今回の化学兵 国をいち早く支持しましたが、大量破壊兵 を理由にイラク戦争に踏み切り、日本も米 われています。一方、4月、シリアのアサ 関連し合っていること、米国が進むべき道 国だけでは解決できないほど各国は複雑に は、環境、経済、文化、平和貢献など、1 ことについて、最大の焦点はトランプ政権 ド政権軍が化学兵器を使ったとして、 **査結果も出ていません。また、コミー連邦** ア軍基地への巡航ミサイル攻撃をしまし た。2003年に米国は大量破壊兵器保有 と世界に果たす役割の重要性が米国民に問 「米国第一主義」によるパリ協定の離脱表 米国の情勢は、5月、トランプ大統領の

> 原因究明が注視されています 中国の情勢は、 全人代で示された201

7年の経済政策には、実質GDP成長率の

インフレの抑制に配慮する方針が盛り込ま %としつつ、景気への配慮と資産バブルや 目標を昨年の6・7%より引き下げ6・5

ことを表明しました。 打ち出し、 易路を意味する「一帯一路」経済圏構想を す。5月に130カ国以上の代表を招いて 対策に結び付く投融資に重点的に取り組む 定を推進し、支持する」とし、地球温暖化 開催され、 インフラ投資銀行(AIIB)年次総会が いと強調しました。6月16日にはアジア たな形の国際関係を構築しなければならな 北京で国際会議を開きました。 現状も緩やかな下落にとどまっていま 米国が離脱を表明した「パリ協 協力と相互利益を核心とする新 陸と海の交

(3) の結果、EUの統合推進を訴えた となっています。また、5月7日 総生産(GDP)ですでに米国 渉方針を示してこなかったメイ常 U)からの離脱問題で、これまで ス大統領選の決選投票が行われ、 口ともドイツに次ぐ規模です。欧州はもと ています。英国はその中でも、GDP、人 からの完全離脱を表明しました。 八口を抱える単一市場であるEl EUの情勢は、1月、英国の欧州連合(E 世界経済に与える影響は大きなもの 日、フラン Uは、域内 と肩を並べ で明確な交 即日開票 目相がEU 5億人の 、中道で無

労働組合を構成している労働者は

常活動による「運動方針の具体化」である。

誓で「条件が整うなら平壌にも行く」と述

新政権が誕生しました。文大統領は就任宣

ン・ジェイン)氏が当選し、9年ぶりの革

革新系政党「共に民主党」の文在寅(人

との決定を下しました。5月の大統領選挙

し、裁判官8人が全員一致で罷免が妥当

乱用したのは違憲、違法行為に当たると認

人の私益のために、大統領の地位と権限を

大統領の罷免が決定しました。朴氏の長年

友人である崔被告の国政介入、朴氏が友

経験 ではないだろうか

であり、文氏が対話重視を貫いたことは、 北朝鮮付近に向かうなど緊張が高まる状況 えを示しました。この前後には、米空母が 北東アジアの平和的解決に向けての基本姿

べ、訪朝して首脳外交を展開したいとの考

2 国内情勢の特徴

指す方針を表明しました。憲法9条を改正 点から国民の信頼を失墜させるとともに禁 求められる幕僚長の発言は、文民統制の観 明文化されれば、武力行使の歯止めはまっ 更で事実上、自衛隊の任務は国際紛争の場 団的自衛権の行使容認という憲法解釈の変 条の改憲を実現し、2020年の施行を目 歓迎する発言をしました。政治的中立性が たく利かなくなります。また、制服組トッ にまで広がったことに加え、自衛隊が更に プの河野統合幕僚長は安倍首相の改憲案を して、自衛隊を明記するということは、集 5月3日憲法記念日、安倍首相は憲法9

あり、国家権力の乱発です 事は「あらゆる手段を使い、辺野古新基地 立て本体工事の第一段階となる護岸工事に や地方自治を無視した安倍政権のおごりで の沖縄県に対する政府の態度は、民主主義 建設を阻止する」と言明しています。現在 状態で工事を強行しています。翁長雄志知 れたにもかかわらず、沖縄防衛局は無許可 とする名護市辺野古の新基地建設で、埋め ついて、3月末に岩礁破砕許可の期限が切 安倍政権は、米軍普天間飛行場の移設先

(3)を加計(かけ)学園の今治市での獣医学部 をあける規制緩和であるといっています た文書が存在することを文科省が認めると 成立した数時間後には再調査を拒否してき らず、答弁をはぐらかし、共謀罪を強引に が、首相と親密な加計学園を優遇したこと 言しました。安倍首相は「岩盤規制」に穴 かれた文書を前川前文部科学事務次官が証 開設をめぐり、「総理のご意向」などと書 について国民が疑義を訴えているにも関わ 森友学園問題から端を発した行政の忖度 (6)

律を強行採決したことを許さず、立憲主義 ことで、十分な論議もなく憲法に反する法 持法下の戦前戦中のような監視社会を招い 趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設 危険な独裁的政治運営を続けています。 ・民主主義の力で廃止にしなければいけま とするため表現の自由、集会・結社の自由 自由に大きく反します。捜査機関が団体や 6月15日朝、成立しました。共謀罪は基 く「中間報告」という異例の手法を用い、 本会議で可決し、参議院は委員会採決を省 てはならないことは国民全体が思っている 市民生活を常に監視し、 本的人権を侵害し、憲法が保障する思想の する組織犯罪処罰法改正案が、5月に衆院 に重大な影響を与えます。かつての治安維 犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」の 取り締まりの対象

た。東日本大震災の真の復興こそ、 で幕引きを行いましたが、避難者の心情を 復興相は福島第一原発事故後、国の避難指 中には、住宅支援の必要を理解し、独自予 町、浪江町、富岡町に出していた避難指示 島第1原発事故に伴い福島県飯舘村、川俣 理解できていない与党の本音が見えまし は、「本人の責任」、「裁判でも何でもやれ 示区域外から避難した自主避難者について ります。そのような状況下で、当時の今村 算を組んで支援継続を表明したところもあ 行っていた住宅支援が3月末で打ち切られ 発事故の自主避難者向けに福島県が無償で の一部を解除しました。一方では、福島原 ばいい」と記者会見で発言し、即座に辞任 ました。避難者を受け入れてきた自治体の 安倍政権は、3月末から4月にかけ、福 政治の

た交渉が4月に開催されましたが、日本は 声の重みを受け止め、対応すべきでありま 張し、「核兵器なき世界」を求める各国の あっても、唯一の被爆国としてしっかり主 参加しませんでした。米国の核の傘の下で 全面禁止する核兵器禁止条約の制定に向け 国連の核兵器の開発や実験、使用などを

同時に国会を閉会するなど、矛盾だらけで 響を及ぼすのか、今後、注目されます。 されました。今後、条約には100を超え 条約が、国連の交渉会議で賛成多数で採択 り、核兵器の非人道性を訴え、むしろ核の 被爆国としてあってはならないことであ アなど核兵器保有国や日本などは参加しな 傘をなくすことを世界に働き掛けていくこ る国が参加する見通しですが、米国やロシ して、7月に法的に禁止する初めての国際 した。核兵器を正当化するようなことは、 い見通しで、世界の核軍縮にどのような影 安倍首相の私的諮問機関である働き方改

ど、まさしくザル規制です。

ていません。過労死ラインと判断される月 としました。しかし、ここには週1日付与 360時間と明記しましたが、特例とし 革実現会議は、3月に長時間労働などの実 としても、休日にまとめて働かされるな 80時間を12カ月連続も可能になりま する休日に働いた場合の労働時間は含まれ 均80時間以内、年間で計720時間以内 間未満、繁忙が2から6カ月続くなら月平 て、繁忙期の上限を設け、単月で100時 については、上限の原則を月45時間、年 行計画のまとめを発表しました。残業規制 残業規制によって平日の残業が減った

の人の利用者負担を2割から3割に引き上 00万世帯は増税となる見込みです。ま き上げ、働く時間を増やしやすくするとし 年収上限を103万円から150万円に引 法案が可決成立しました。専業主婦世帯ら 際し、単身者の場合、年収340万円以上 ていますが、これまで減税を受けてきた1 を優遇する配偶者控除を見直し、配偶者の る等の法律案をはじめとする税制改正関連 被用者保険の健保組合や協会けんぼ加入者 げられ、対象は約12万人います。 さら た、一定所得以上の利用者負担引き上げを に、介護保険の第2号被保険者(40から 盛り込んだ介護保険法の改正案が成立しま した。開削された法律は、介護保険利用に 3月27日、所得税法等の一部を改正す

> 担分から)こと、所謂、 となるなど、介護保険制度の持続性を根拠 み、総報酬割に改める(2017年8月負 については、報酬額に比例して決める仕組

あることが証明されました。今後、政府と それから4年後、今年3月の消費者物価指 ず、アベノミクスの反省をしなければなり 日銀は、金融緩和の出口戦略を先送りせ したこと、日本の財政は限界に近づきつつ のことからも、アベノミクスは完全に失敗 数の前年比は僅かプラス0・2%です。 こ 物価目標を達成する」と約束しましたが、 れる金融緩和を始めた際、「2年で2%の は2013年4月に「異次元緩和」と呼ば を「今後検討していく」としました。日銀 略」について、考えられるシナリオの公表 出席し、現在の大規模金融緩和の「出口戦 日銀・黒田総裁は、5月10日、国会に

9年4月分速報値)によれば、一般労働者 で99・6%、平成29年4月単月では1 7年平均を100として、平成28年平均 03・3%と横ばいが続いています。 働時間数は、174・5時間で0・3%減 円、対前年比0・2%増です。月間実総労 少しています。実質賃金指数では、平成2 における現金給与総額は352、320 勤労統計調査と実質賃金指数 厚生労働省の毎月勤労統計調査(平成2

ます。更には、豊田真由子衆院議員の政策 疑義、下村博文幹事長代行の政治資金パー 謀罪における不誠実な答弁に端を発し、森 たい」と選挙協力を示唆する自衛隊の政治 臣の都議選立会演説会における「防衛省・ いなど説明責任から逃げ回ったことにあり ティー券に対する政治資金規正法違反の疑 近の萩生田光一官房副長官の関与に対する 友や加計問題で、首相自身や妻昭恵氏、側 の背景には、安倍首相や金田法務大臣の共 れ、自民党が歴史的大敗を喫しました。こ 7月2日、東京都議選の投開票が行わ

一時金からも徴収

(2)(1)7・3%で、前年より0・1%低下してい

と高い数字となっています。また このうち、民間企業の労働組会

る、

を基調に運動をすすめます。

し、活動家を育成し組織の強化拡大を勝ち取 る、④大衆路線にもとづいて職場闘争を強化 ③平和憲法の改悪を許さず、反戦・平和、社 働者の立場から労働運動の再建をたたかう、 動と連帯し、中小企業労働者と非正規雇用労 ともに、企業の枠を超えた地域運動、国際運 業、運輸産業における産別運動を強化すると

会保障の充実、人権擁護、脱原発と環境保護

をたたかい、働く者のための政治を実現す

以上のストライキでは前年と比 では、総争議(ストライキなどの争議行為 が現実に発生したものを争議行為を伴う争 32年以降、最も少なくなりま で6年連続の減少となり、比較可能な昭和 を伴わない争議とし、この2種類を合わせ 委員会等第三者が関与したものな 議、争議行為を伴わないが解決のため労働 て「総争議」という)は、件数で425件 を争議行為 した。半日

利用など、政権の驕りと国民軽

日数は減少しました。件数39件(前年比 増加しましたが、行為参加人員と労働損失

12件増)、行為参加人員12、916人

-4、606日 (前年比5、326日減) (前年比2、073人減)、労働損失日数

視していかなければなりません。 置付けられていますが、都議会における保 れば、「都民ファーストの会」の勝利と位 守系議員が圧倒的に増えたことを今後、注 招いた結果でした。ただし、選ば **挙結果をみ** 視の政治が

3 労働運動の現状と特徴

利として組合員が結集した同盟罷業が出来 争や賃金引き上げに対しても労働組合の権 協約締結更新などとは程遠く、労働条件闘 です。このことからも、もはや既存の労働

ていない現状があります。

074円とほぼ変わっていません。 果確報)では、事業所規模5人以上の事業 8年6月30日現在における単 ます。また、パートタイム労働者の時間当 場の労働者比率でパートタイム労働者比率 となっています。また、推定組織率は、1 合員数は994万人で、前年に比べて労働 の労働組合数は24、682組合 たり給与は、1、100円で昨年同期1、 は30・74%で、高い水準で推移してい 組合数は301組合 (1・2%)の減、労 働組合員数は5万8千人(0・6%)の増 厚労省の労働組合基礎調査では、平成2 毎月勤労統計調査(平成29年 台、労働組 一労働組合 年3月分結

をなくし、格差社会を是正する、②港湾産

義による規制緩和、競争社会に反対し、貧困

・17年度運動方針にもとづき、①新自由主

第87回定期全国大会で決定した2016

 ${\rm I\hspace{-.1em}I}$

運動の基調

織率は、前年と同じで12・5%です。 比べ7万2千人 (2・3%) の増、推定組 労働組合員数は319万2千人で、前年に 占めると同時に推定組織率でも44・3% 企業規模別にみると、千人以上規模が55 1万7千人(全体の65%)と6割以上を 49万1千人で、前年に比べて8万7千人 平成27年「労働争議統計調査」の結果 (1・0%) の増となっています。 これを た、女性の 行員数は 8

 \blacksquare

たたかいの基本 主な闘争課題と

など労働条件の引き上げ 賃金引上げ、労働時間短縮

賃金引き上げ

(1) ①2018年春闘方針は、秋年末で要求額 歯止め、地域間・企業間格差打破、最低 018年春闘要求額は、「賃上げなくし 基本とする中で、具体的考え方などをま 賃金の引き上げ」など、組合員が結集し 向け中央執行委員会にて検討します。2 及び統一闘争態勢について、職場討議に て社会経済は回らない、実質賃金低下の てたたかう体制を確立する一律要求額を

働

から23日に中央委員会を開催して決定 とめ、要求額を12月の中央執行委員会 職場討議を経て、 1月22日

믕

外

かうこととし、要求額、日程等について は、2016年・17年度運動方針を踏 一時金闘争は、地方ごとに要求してたた

③長時間労働の抑制と過労死防止対策など 使で合意した企業の残業上限規制につい ることには反対します。 労自死等の労働災害を招く基準を容認す 健康確保をしなければなりません。政労 過労死の認定基準と重なり、過労死・過 認められることは、厚生労働省が定める 0時間以内で残業をさせることが法律で 00時間未満、2から6カ月の月平均8 繁忙期など半年に限り、特例で月最大1 ては、反対します。労使協定を結べば、

8・7・45時間体制をすべての業種に 全港湾は、港湾産別協定を基本として、

労

2 合理化反対、雇用保障制度

湾

港

385万人、非正規雇用の職員・従業員は は、前年同期に比べ47万人増加し、3、 02万人のうち、正規雇用の職員・従業員 3月の平均値で、役員を除く雇用者5、4 労働者供給事業による雇用創出する取り組 が拡大し続けている現状を労働組合による 占めています。派遣など非正規雇用労働者 り、依然、非正規雇用労働者が4割近くを 4万人増加し、2、017万人となってお 理化・雇用闘争を基本としてたたかいま 組合員の雇用確保を第一義に掲げ、反合 厚労省の報告では、平成29年1から 事業の拡大を図ります り組みます。

3 労働災害防止と福利厚生 充実

数(死亡及び休業4日以上)は、1 同前年比44人減となりましたが、死傷者 産業における死亡災害は全国で928人、 厚生労働省の発表では、平成28年度全 1 7 9

> 10人、 前年同期比1、599人増加しま

> > 方改革関連法案と一括法案にして提出する

(2) まれ、巻き込まれ」の二つの事故の形で半 件、7人で、平成26年の2人から2年連 数を占めています。また、死亡災害は、6 多く、経験年数10年未満の労働者が半数 続して増加しています。 弱、事故の型別では「墜落・転落」、「はさ 4件、117人で過去最低の水準となりま に発生した休業4日以上の労働災害は11 した。特徴は、事業規模50人未満が最も 港湾労災防止協会の集計で、平成28年 (3)

災企業補償上積み闘争を引き続き、取り組 ストレスチェック制度導入のあり方、 労

取り組むとともに、熱中症予防対策や地震 策を強化し、取り組みます。 ・津波・高潮対策、墜落・転落災害防止対 等放射能測定従事者の健康対策、ガントリ ークレーンの逸走防止対策など、引き続き 港湾関係支部・分会においては、中古車

(5)

地方・支部の意見交換による港湾災害防止 対策の強化に向けて、定例的な各港湾労使 倉庫の秩序維持などのチェックを含めて取 域、職域の点検、②港湾倉庫及び特定港湾 による①コンテナターミナルゲートの業 パトロールを行います。 パトロールに当たり、17港湾春闘協定 港湾災防協会及び地区港湾災防協会と各

す。労働者の権利侵害反対を取り組みま

労働者の権利確立と組 攻撃に対するたたかい 織

(2)集団と認定できることや、計画と準備行為 っていますが、もともと正当な活動を行っ 対します。安倍政権は、テロ等準備罪と偽 会の自由が奪われる法律に反対します。 で罪に問える制度であることなど、市民社 に変化したと認められるときは組織的犯罪 ていた団体であっても、目的が犯罪の実行 組織犯罪処罰法改正、所謂、共謀罪に反

果賃金制度」を安倍政権は通常国会での成 立を断念しましたが、秋の臨時国会で働き 労働基準法改悪案、所謂「残業代ゼロ成

017年中に労政審で不当解雇された場合 を押し進めようとしています。厚労省は2 行する法律の改正に反対します。 などの動きも出ています。労働者保護に逆 政府与党は、労働者保護の観点を無視 成長戦略の名のもとに、解雇の自由化

す。生涯派遣による低賃金労働者の増加、 制法案の早期成立を求めます。 連続休息時間規制の導入、裁量労働制の要 度を求めます。労働時間延長の上限規制、 決制度反対のたたかいを取り組みます。 うとしています。引き続き、解雇の金銭解 の金銭解決の上限下限設定を取りまとめよ 件の厳格化などを盛り込んだ長時間労働規 年360時間とし、特別条項を認めない制 派遣法改悪反対を引き続き取り組みま 時間外労働の上限規制は、月45時間、

5条に基づいて労働組合等にのみ認められ また、労働者供給事業は、職業安定法第4 雇用不安をなくす取り組みをすすめます。 発展を図ります。 給事業労働者の拡大と事業の拡充、強化 ている事業である意義を継承し、労働者供 争議分会の早期解決を求め、たたかいま

四公団が民営化され、本四架橋に関わる政 き、中央、地方交渉を行います。 ついて、政労協定の原点を踏まえ、 労協定の意義である安定雇用と労働環境に 本四架橋闘争の強化を取り組みます。本 引き続

5 労働者ならびに国民的 課題のたたかい 諸

民年金の保険料額は上限達成を発表しまし 安心して暮らせる社会を目指します。 社会保障費への予算の充実など、高齢者が 引き続き、求めていきます。そのために、 誇る優れた制度の国民皆保険制度の維持を ついて、①老後の年金は若干の減額、②国 厚労省は平成29年度の年金額の改定に 日本の医療保険制度の柱である、世界に

た。このことは、物価が下落したので年金 組みます

の最低保障機能強化を求めていきます。 階的に引き上げられ、平成29年度で上限 更なる引き上げ、生活保護基準の見直しな の医療費窓口負担増や年金支給開始年齢の の将来像を含めた抜本的な改善や公的年金 ありきの小手先だけの改革ではなく、年金 に達し、以降、水準は固定されます。財源 す。また、保険料は平成16年より毎年段 社会保障の充実を求めます。後期高齢者

断ち切らなければなりません。国民の生活 と権利を剥奪するTPP協定締結に反対し 自由貿易を都合良く使い分ける経済政策を もなく、トランプ政権のように保護主義と 表明したことから、TPPにこだわる理由 ることが盛り込まれました。米国が離脱を PP早期発効へ向けた選択肢の検討を始め 1カ国の閣僚会合が開かれ、共同声明にT

供労働者が横ばい、微減が続いています。 がら、労働者供給事業を更に広めていくた が安心して働ける環境づくりや労供労働者 るという一旦問題が起きた場合に責任の所 が一方的に廃止させられるなど、強行的に 合が行っていた不就労証明書や在籍証明書 働求職者給付金が厳格化され、労供労働組 め、運動の前進を図ります。一方、日雇労 の拡大と事業の拡充、強化・発展を図りな います。労働者供給事業を選択する労働者 在や対処が困難になるなど問題が山積して の労働契約を結び、実際は派遣先で就労す 労働者派遣法は労働者にとって、派遣元と で17万人、供給実人員で29、161 27年度の労働者供給事業は、供給延人員 増え続ける派遣労働者と対比するように労 人、実人員では3万人を割り込みました。 厚生労働省の取りまとめによれば、平成

も減額し、公的年金全てが減額となりま に反対します。 備の推進に関する法律)が平成

ど、あらゆる改悪に反対します。 国の離脱宣言後、米国以外のTPP参加1 環太平洋経済連携協定(TPP)は、米 (8)

め、引き続き、厚生労働省要請行動を取り 変更を行っています。これらの問題を含

> 中でカジノありきの統合型リゾー の増加や治安の悪化など問題点が 月可決・成立しました。ギャンで

されました。また、妊娠・出産

①育児休業が1歳6か月の時点で れ、10月1日に施行されます また、育児・介護休業法が更 育児休業を再度延長できるようになるこ に入れない等の事情があれば、

④上記3点を含め、改正される育児・介護 ②事業主は、労働者(または配偶者)の奸 ③事業主は、小学校就学の始期 ていることを知った時に、そ 娠・出産、又は労働者が家族 容での労働協約改定の取り組 う努めなければならないこと。 るよう努めなければならないこと。 対して育児・介護休業等の制品 みを行いま

反戦、反核、平和と 民主主

IR推進法(特定複合観光施設区域の整 (1) 首相は憲法改正を表明しました。とりわ け、9条に対する発言は戦争放う 保持を真っ向から否定するもので め、共闘強化を広げ、 日本国憲法施行から70年の節目に安倍 改悪阻止 を取り組み

が山積する ブル依存症 ト推進法

いる地本・支部は改定を含めた協議を行い が盛り込まれるなど、労働協約を締結して の改正が平成29年1月1日施 護等を理由とする不利益取扱いの防止措置 短縮措置、所定外労働の免除の制度が新設 た。介護休業の分割取得や所定労働時間の 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法

休業法の周知徹底と努力義務を上回る内 きる休暇を与えるための措置を講じるよ での子を養育する労働者に関して、育児 に関する目的のために利用することがで に達するま 度を周知す の労働者に の介護をし

6 義、環境を護るたたかい

すことはできません。平和憲法を護るた であり、許 棄と戦力不

スーダンに派遣されていた陸上自衛隊の撤 収が完了しました。戦闘行為の実態証拠で 国連平和維持活動(PKO)として、南

・育児・介 行されまし 2歳まで も保育所 に改正さ らず、無許可状態での工事強行に抗議し、 るための日本での基地建設、埋め立て工事 組みを進めます。 明を拒否する暴挙にでました。5年4カ月 出反対行動などを引き続き、取り組みま 援、全国港湾辺野古対策委員会での土砂搬 辺野古新基地建設に反対します。戦争をす 唯一の報告事項であります。集団的自衛権 すべきでありました。一発の銃弾も撃た 戦闘行為が起っている中で、PKO参加5 あるPKO日報隠しについて、国会での説 に断固反対し、現地座り込み行動への支 行使容認の閣議決定の撤回を求めると同時 原則を満たさなくなった時点で撤収を判断 に及ぶ中で、昨年、南スーダン派遣部隊に に安保法制の廃止に向け、引き続き、取り 岩礁破砕許可の期限が切れたにもかかわ 、一人も殺さず、殺されていないことが 「駆け付け警護」任務を与え、昨年7月、

(4) め、取り組みます。 起きればすべて「想定外」で済まされるこ 再稼働反対、再生可能エネルギー増強を求 とは二度と許されません。原発ゼロ社会、 と玄海町長が再稼働に同意しました。何か に合格し、九州電力玄海原発は佐賀県知事 西電力大飯原発も原子力規制委員会の審査 関西電力高浜原発が再稼働しています。関 九州電力川内原発と四国電力伊方原発、

(5) 自主避難者を含め、原発事故による避難 協定に反対します。 ないまま、それに逆行するような日印原発 るとともに、震災復興支援の拡充を求めて いきます。また、原発事故の終結もなされ 者への国の責任における賠償の継続を求め

7 選挙闘争について

軸とした革新勢力の前進をはかります。 れ、引き続き、安倍政権を打倒するための 点共闘や野党統一共闘など反与党結集を 来るべき衆議院解散総選挙を視野に入 外の地方によっては旅客船ふ頭ではなく、

ズ船優先使用が認められます。これら以

(1)

り組みを強化します。以下、

は、全国港湾労働組合連合会の2017年

港湾政策並びに港湾産別制度について

の重点課題を記載します。

ています。幅広い情報の開示、事前に当該 公共貨物ふ頭への入港の増加が目立ってき います。全国港湾は、90年代後半からア 船事業が3つのアライアンスに集約されて 不透明ではありますが、現在、世界の定期 あり、どのような再編までたどり着くのか (2)

アライアンスの再編は、未だ途中経過で

1 V

1)

いような対策が必要となってきています。

図っていきます

情勢とたたかいの現状 港湾労働者を取り巻く 港湾労働者のたたか

(1)阪港73位となっています。 5位、横浜港56位、名古屋港61位、大 外貿コンテナ総取扱個数は前年比1・1% 京、横浜、名古屋、大阪、神戸)速報値で 位と唯一50位以内を確保し、神戸港が5 増の1335万5721TEUと2年ぶり コンテナ港トップ100で、東京港が30 :前年実績を上回りました。一方で、世界 2016年コンテナ取扱上位5港 東

(3)課題として中央・地区が一体となって協議 る訪日外国人旅行者の更なる増加に向け 地区雇用対策委員会など協議する場を明確 れらの港湾では、指定された岸壁でのクル 良港の6か所の港湾が選定されました。こ 熊本・八代港、沖縄・本部港、宮古島・平 成するため、横浜港、清水港、佐世保港、 していく重要性が再確認されました。 にし、「雇用と職域を守る」ことを最優先 運用強化を図り、更に、労使政策委員会、 措置」として、中央・地区事前協議制度の を守る」、そのために再編実施後の変化に ライアンスの再編に対して、「雇用と職域 も「労使が検証する」ことを確認してきま て、官民連携による国際クルーズ拠点を形 アンス再編などによる港湾の影響に対する 港湾法が一部改正され、クルーズ船によ 17港湾春闘では、「船社のアライ

(5)(4)入したことは、いかに国際コンテナの水際 あります。しかし、同時に産別交渉体制・ 景には、地方・支部・職場の理解と団結が では、独禁法を盾にした産別制度賃金回答 チェック体制が重要であるか、国内の物流 発見されました。コンテナ貨物を通じて流 つ「ヒアリ」、「アカカミアリ」が神戸港で せず、港湾産別結集による断固たる行動が 産別協定忌避の姿勢は17港湾春闘では正 なければ、可能とならなかった取り組みで 賃に対し、各単組による追認作業を進め、 得ず選択した方法でありましたが、産別最 段として、追認作業の個別交渉は、やむを 拒否に対して、中央港湾団交を促進する手 に対しての港湾機能強化が重要であるか、 なければ18港湾春闘は突破できません。 未到達分会などを検証できました。この背 17年6月、特定外来生物の強い毒をも 18港湾春闘の最大の課題は独禁法問題

(6)点とすることで、従来の日本市場や港湾運 スとし、事業の本社をシンガポールに置く に本格稼働することが決定しました。社名 邦船三社の統合会社が発足し、18年4月 今後の港湾政策が問われています。 ことが発表されました。事実上、海外を拠 をオーシャン・ネットワーク・エクスプレ 送事業の関係が今後、注視されてきます。 7月、日本郵船、商船三井、川崎汽船の

(5)

2 港湾労働者の闘争課題と たたかい

団体交渉、産別統一争議行為について、原 います。港湾産別による要求書提出、産別 引き継いだ産別協定の維持と更なる前進を 点に返り、労働組合の団結権、団体交渉 港湾産別結集がより重要な時代となって 団体行動権の権利の重要性と先輩から

政策と観光立国政策との間に問題が生じな

(2)別交渉、産別協定など現行の産別労使関係 いう全国港湾方針を確認するとともに、産 度賃金を確定することは、何ら問題ないと 固としてそれを認めない行動を全国港湾と を否定する姿勢が見受けられた場合は、断 独禁法問題について、港湾産別交渉で制 体となって取り組みます

②対象を限定する必要のある協定に限っ ①産別協定は「全港・全職種適用」とする ③2013年以降の協定を現行協定集に組 て、「例外的に適用を特定」する。 よう改定要求を行い、拡充する。

営会社の港湾運送事業への進出に反対しま に構成することを求めるとともに、港湾運 設立にあたっては既存の港運事業者を中心 めることとします。特に、港湾運営会社の 港湾管理者及び地方整備局との交渉をすす 会など労使における情報交換を緊密にし、 港湾の民営化にあたっては、地区港運協 み込み、整理・編纂する。

めます。 の協議を取り組みます。 続き、全職種適用に向けて、対策委員会で 運協会はその必要性を理解しました。引き いて再確認し、日本港運協会及び各地区港 引き続き、全地区での交渉体制の確立を求 ・鹿児島・沖縄)の前進が図られました。 港湾労働法の全港全職種適用について 全国適用について、17港湾春闘にお

運動方針(案)に基づき運動をすすめ、取 全港湾として ける雇用維持及び労働条件の担保を追求し 向上のため、港湾産別に結集し、国策にお なりません。雇用・職域、労働条件の確保 港格により、労働条件に格差があっては

(8) の確保にするよう取り組みます。そのた を特定港湾倉庫して確定させ、雇用と職域 地方港における「特定港湾倉庫」につい 港頭地区における外貨を取り扱う倉庫

組みます。

認めない」取り組みを強化します。

受と健全な発展と労働条件の確保のため、 港湾ユーザーのコスト削減から適正料金収 るよう取り組みます。 として、新規参入に断固反対します。 18港湾春闘においても労使共通認識とす 認可料金制度の復活は、船社・荷主など 港湾運送秩序及び港湾労働の安定を基本

春闘において、新たに

4地区(駿河・博多 地区交渉体制の確立について、17港湾

き続き6大港を中心とした産別パトロール の活用を取り組みます。 日雇不使用協定の完全履行について、引

針)と成長戦略の未来投資戦略で、港湾・ 足をうたっての安易な自動化や無人化に対 の立場で、「産別労使合意なくして導入は しては、雇用の削減、合理化に対して反対 活用の政策を取りまとめました。労働力不 役機械の遠隔操作化、AI(人工知能)、 物流関係において、物流の効率化推進、荷 oT(モノのインターネット)の積極的

充を18港湾春闘で前進を図ります。

港湾産別協定の全港・全職種適用への拡

港湾労働の安定化を求め定例的な開催を求 輸局、港湾管理者等に対し、地方の実情と 序維持のため、各地区・港の港運協会、運 題時のみの開催となっています。各港の秩 安定化協議会及び分科会の開催が緊急課

労を第一義に捉え、運動を前進させていき 四国地区全体の既存港湾労働者の雇用と就 重要課題として捉え、指定港となった後の 特に三島川之江港については、全港湾の最 中央・地方が一体となって取り組みます。 非指定港の指定港は、早期実現に向けて

の強化を図り、地方港での労働者供給事業 ことを基本として、①港湾の職場で働く指 原点である退職者のみの受け入れ先である 議することが確認されました。引き続き、 7港湾春闘協定で検数・検定小委員会で協 検査事業の指定事業体対策について、

を行うとともに、各地方労働局交渉を取り と一体となり、実態調査や厚生労働省交渉 2017年経済経営基本方針(骨太の方 引き続き、全国港湾地方港対策委員会

(1)

(2) です。 る海コンの横転事故は、平成28年では8 これは氷山の一角で、自動車事 件、調査を開始した平成18年 が大きいことが明らかになって、 31日)では、56、722者 までの合計は120件となって、 に基づき国土交通省に報告され 国交省自動車局安全政策課が登

定事業体職員(定年退職者を除く)を検数 1 (3) 身被害は、死者数773人、重 す。また、重大事故5、283件 831件で、前年比77件減少していま 件で、前年比45件増加、トラ 前年比133件減少、ハイ・タクは667 業の種類別では、バスは2、785件で、 は、平成27年に発生した事故は 3件、前年比165件減少して 自動車運送事業用自動車事故

組みます。 含む諸労働条件を整えていくこと、③本体 者の労働条件は同一を原則とし この全国港湾検査部会方針に沿 への移行は、3年を目途に対応すること、 検定事業者本体に採用すること、②採用 って、取り て、賃金を

安全と安心の担保」の要求を基 礁破砕許可違反や沖縄県条例違 役作業等禁止に関する申し入れる た辺野古新基地建設に伴う土砂 みをすすめます。 ないこと」、「港湾労働者と事業者の職場の 6月に全国港湾が日本港運協・ 会へ提出し 区に加担し にある「岩 等搬出入荷 本に取り組

ス労働者のたた 海コン、 トラッ ク・バ かい

V

海コン・トラック たたかいの現状 労働者を取り巻く ・バス 情勢と

1

の52・6%、従業員数10人以下が45 物自動車運送事業者数」(平成な 95者減、車両数別では10両以下が全体 ・7%となっており、中小零細企業の比率 国土交通省自動車局の統計情報 報 一般貨 48年3月

で前年比4 いますが、 います。 政報告規則 から28年 発表してい にものだけ

けのうち、人 ックは1、 います。事 は5、28 統計年報で (5) 法制の見直しについて

数の減少が早急な課題となっています。 運送事業においては、事故件数及び死傷者 人増加、重傷者数が112人減少していま 482人で、前年と比較して死者数が21 輸送の安全の確保を使命とする自動車 海コン・トラック・バス

かい 労働者の闘争課題とたた

(1) 取りまとめ、各地方運輸局等の交渉を継続 とたたかい方のすべての項目を引き続き主 を踏まえた国土交通省(自動車局、道路 湾局交渉を重視し、各地方行政交渉の経過 設定します。特に地方運輸局・整備局・港 し、それらの経過を踏まえた国交省交渉を 適宜開催します。対策会議で、要請事項を な取り組みとして、運動を前進します。 ・トラック・バス労働者の闘争課題の補強 海コン・トラック・バス合同対策会議を 第87回定期全国大会で決定した海コン

短縮と労災事故撲滅に向けて、下記事項の 会として引き続き参加し、取り組みを進め 行政交渉検討を行っています。トラック部 協会と連携し、トラック労働者の労働時間 交運労協トラック部会が全日本トラック

中に計画します。

局、港湾局等) 交渉を2018年春闘期間

③「改善基準告示」の実態調査と労働関係 ②トラック労働者の労働条件改善について ①トラック運転者の労働時間短縮について

入など長時間労働是正に向けた要請」にあ 生時の責任の所在など問題が山積している 保措置の崩壊につながり、犯罪及び事故発 影響を及ぼす運行管理や整備管理、安全担 通における鉄道、バス、トラックにも負の 白タク行為の合法化の問題でなく、地域交 の具現化についての行政交渉を行います。 と連携し、長時間労働削減と過労死防止策 る自動車運転業務の適用除外業種反対方針 イドシェアについては、単にハイ・タクの 交通空白地区での自家用車を利用するラ 交運労協の「時間外労働の上限規制の導 VII

組織の強化と拡大

믕 の活性化」における「自家用車ライドシェ 「シェアリングエコノミー等の新たな市場

VI ア」に反対します。 とたたかい 介護労働者の闘争課題

1 介護労働者を取り巻く 情勢について

までと対象が大きく拡大しようとしていま 立支援」の名を借り、利用者の介護サービ は、大きな打撃を受けることが予測されて 護者や要支援者を対象としている事業所 念は完全に失われるとともに、軽度な要介 なります。「共に支え合う」介護保険の理 す。これは、全利用者の7割以上が対象と 業への移行について、要支援から要介護2 は、軽度者向け居宅サービスの地域支援事 なっています。また、介護保険法改悪案で スからの追い出しが発生する深刻な状況に 体で始まり、全てのサービスが対象で「自 れてきましたが、本年度よりすべての自治 護が保険給付から外され、段階的に実施さ 介護保険法は要支援1・2の人の訪問介 WII 1

(2)の就業意欲が削がれる事態になっているこ 業平均より10万円近くの格差があり、重 労働であり低賃金の現状に対して、若年層 ました。これは、介護職員等の賃金が全産 が約38万人不足するという推計を発表し とが大きな要因であると考えられます。 厚生労働省は、2025年度に介護職員

2 たたかい 介護労働者の闘争課題と

生労働省交渉等、行政交渉を取り組みま 受ける側の充実した質の向上を目指し、厚 護事業で働く仲間の労働条件向上と介護を 全港湾は介護家政職支部を中心とした介

1 組織の強化につい

的な財政運営の確立を図ります。そのた では組合費納入人員の努力目標、支出にお 手幹部の育成や学習活動と教宣活動の強化 動の強化策と財政検証を行います。 ける一般活動費等の圧縮を基本とし、将来 対象として、組織部にて企画、開催しま をすすめます。労働講座は各地方青年部を め、今年度も組織財政委員会を開催し、 会の2年間にわたる検討結果における収入 第87回定期大会の決定にもとづき、若 組織部と財政部合同による組織財政委員 。具体的事項は教宣部で検討します。 運

組織の拡大について

もって取り組みをすすめます。 織拡大対策委員会を設置し、具体的計画性を 大を最重要課題と位置付け、地方・支部に組 第87回定期大会方針を基本として組織拡

時点で約8割の組合で妥結が進むなど、全

6月5日発表(第6回集計)では、5月末 賃金の引き上げを目標に取り組みました。 げ・底支え」、「格差是正」を掲げて、月例

政党との提携 共闘の強化、国際連帯

政党との提携 共闘の強化ならびに

港

湾

労

引き続き取り組みをすすめます。 は、第87回定期全国大会決定にもとづき、 共闘の強化並びに政党との提携について

年より71円増となりました。

計)では、加重平均5、800円となり昨

国民春闘共闘4月27日発表(第5回集

増となりました。

方式で4、528円で昨年より166円の

た。300人未満の中小労組では平均賃金

3円となり昨年より84円の減となりまし 結内容としては、平均賃金方式で5、73 体的に早期解決の動きになっています。妥

2 国際連帯の強化

働者会議(台湾)に代表団参加します。 るために定期交流をすすめます。 中国海員建設工会との友好連帯を継続す 全国港湾が参加している東アジア港湾労

以 上

集した350人で桜田公園までのデモを取

り組みました。

組合からの報告を行いました。4月6日に

2月17日、東京総行動(経団連前抗議集

会)を行い、構成組合から春闘経過や闘争

国実行委員会発足総会が開催されました。

を掲げて11月21日、17けんり春闘全

ない!働きがいのある人間らしい仕事を! けんり春闘は、貧困・格差・差別を許さ

2 取り組み 全国港湾加盟各単組の

①各単組の要求は次のとおりです。 要求額 たたかいの経過

提出日

がこのほど確認されましたので、ここに掲載 遅れておりました春闘の経過と総括(案) 20,000円 日港労連 全港湾 2月20日まで

します。

検数労連 20,000円 律20、 0 0 0 円 2月8日

2月1日

海事検定

連合は、すべての働く者の賃金の「底上

全産業の取り組み

12、011円(平均) シンケン 16、377円(平均) 2月21日

2月21日

大港労組 全倉運 20、000円 2月23日

全日通 5%+α額 3月14日

ii. 検定労連は、4月14日

にシンケン

②全港湾が3月24日、全倉運が3月28 設定しませんでした。しかし、港荷労協 的に交渉をすすめました。 検数・検定も3月から4月にかけ、積極 が2月1日から交渉を始め、大港労組・ 港湾各単組は、昨年同様に回答指定日を 日を回答指定日とし、2単組以外の全国 11、000円(運輸労連平均)

③全日通は3月16日を山場とし、賃上げ 5、200円、一時金年間109万円で

④各単組の交渉経過及び有額回答として

は、以下の状況です。 円を下限とする」を表明しました。こ 団交において基準内賃金「4、500 対しても「基準内賃金4、500円を を締切として、個別労使の確認作業を れを踏まえ個別労使に附し、4月5日 済ませ、港荷労協に加盟しない組織に 日港労連は、3月30日第3回港荷

> 5年以上2、500円で妥結しまし 給3、000円アップで妥 6歳~59歳一律2、000円、初任 800円、職務経験加算10年未満5 歳未満2、250円/56歳以上1、 た。日検は、平均2、458円、定昇 00円、15年未満1、500円、1 502円、定昇1、200、一律56 回団交において全日検が全国平均4、 下限とする」を確保するよう 19歳~55歳一律2、500円、5 全日検・日検は、4月26日、第8 事実上の労使合意に達しました。 つ指示を行 結しまし

は、単純平均31組合4、830円と 引き出しています。5月10日現在で 在までに加重平均4、713円の回答 4、900円(基準内)+ の改訂等も含め、組合員一人平均月額 逓減を2、000円に緩和、 0円の今年度のみ支給、56歳以降の ました。海事検定は、基準内2、00 上ベースアップ2、500 労組が組合員平均3、911円+α 日までの回答を受けて、4日 6日大筋合意になりました。 (分母変更分)、定昇維持、 全倉運は、統一回答指定日 月18日現 口3月28 αで 4月2 Pで妥結し 50歳以 住宅手当

3

4、838円となり昨年202円減と なり昨年より69円の減、加重平均で 大港労組は、3月31までに第5回 2, 5 0 0 組合は、 (1) たたかいの経過

外)で妥結しました。 で基準内賃金3、500円+α(基準 請し、4月7日、第6回船内統一団交 回答額を不満として更なる上積みを要

(2)2017年妥結額 各単組の妥結状況は下記のとおりです。 2016年妥結額

3、 556 円 4、500円 3、 488円 日港労連 5月10日

検数 3、0 1 5 円 全検 3、 000円 4、502円 4月6日

2, 4, 4, 5, + α 2、458円+α 日検 2、830円+α 海事検定 4、900円+α 4月26日 4月26日 4月26日

3、384円+α 3、911円+α シンケン 大港労組 4月11日

3、500円+α 3、 000 円 4月7日

全倉運 4、976円 4、842円(加重平均) 6月8日

4**、**900円 5、 200円 3月16日

全港湾の取り組み

①17春闘の賃上げ要求について、201 の賃金要求検討委員会を開催し、要求額 6年10月5日と11月28日の計2回 8回中央委員会において、「①賃上げ率 等の検討を行い、第3回中央執行委員会 で17春闘方針案をまとめました。第3

の船内統一団交を開催し、

円の回答を引き出しました。

分会(91%)に回答があり、回答額平

化し、産別制度を個別賃金に反映させ すめることとし、「①港湾産別闘争を強 決定しました。たたかい方は、要求額の 定しました。また、17春闘全国統一要 の低下歯止め」などを、要求額算定の基 設定したたかいを取り組む」ことを確認 出すとともに、二波、三波の統一交渉を る、②統一回答指定日で有額回答を引き 獲得実現のために粘り強くたたかいをす 長、労災企業補償の引上げとすることを 本として、春闘賃上げ要求額について、 求は、賃金引上げと65歳までの定年延 「基本給一律20、000円要求」を決

②2月23日、第2回中央港湾団交終了後 高い投票率で確認されました。 国港湾産別要求のいずれも、95%超の で投票を実施し、全港湾の統一要求、全 認については、2月20日までに全地方 を提出しました。ストライキ権の確立確 各地方は、2月20日までに春闘要求

③3月28日、第5回中央執行委員会は、 年同時期と比べると329円減となりま %)に有額回答が示され、回答平均額は 果は、327分会中258分会(78 ました。4月10日現在、闘争分会の結 目標)を4月14日までに設定して、中 個別闘争の追い上げを図り、産別闘争と 3、538円 (1・27%) となり、昨 央港湾団交を注視しながら交渉をすすめ トライキ戦術を確認し、最終山場(解決 結合させる4月15日から48時間のス 回答状況としては、144分会中131 より85円減となりました。全体的には ほぼ横ばいになっています。速報分会の した。妥結額平均は3、711円とな 昨年の最終妥結額平均3、796円

の格差是正、②物価上昇分、③実質賃金 ④港湾職種では、回答額平均3、851円 均は3、797円率で1・28%となっ り昨年同時期と比べて25円減となって となり、昨年同時期と比べて405円減 職種では、回答額平均2、705円とな と比べて96円減となっています。一般 答額平均2、475円となり昨年同時期 となっています。トラック職種では、回 ています。

⑤5月10日現在、最終集計では、327 りました。一般職種では、回答額平均が 2、854円となり昨年同時期と比べて ラック職種では、回答額平均が2、31 分会中276分会(84%)に有額回答 6円で昨年同時期と比べて159円下回 同時期と比べて21円下回りました。ト では、回答額平均が3、808円で昨年 となりました。職種別にみると港湾職種 556円で昨年同時期と比べて68円増 減となりました。妥結分会は246分会 が示され、回答額平均は3、479円(1 51円上回りました。 ・26%)で、昨年同期と比べて42円 (回答分会の89%) で妥結平均は3、

①定年延長の取り組みについては、17春

回答不満な場合の戦術として、3月25

4日第1回全国統一回答指定日の確認と に臨時地方代表者会議を開催し、3月2

日始業時から半日以上のストライキを確

的定年延長の獲得、③継続雇用制度の拡 で62歳までの定年延長を勝ち取りまし 充」の3点を重点にたたかいをすすめま した。今春闘では、東北地方が地本統 65歳までの完全定年延長獲得、②段階 的に進めていく事を確認しました。「① 闘で港湾産別闘争と同時に個別でも積極

②労災企業補償上積みの取り組みについて 湾の三労組と全日検協会の統一交渉を行 %を勝ち取りました。また、各地方支部 は、沖縄地方が地本統一で要求額100 ら積極的に継続交渉がすすんでいます。 当分までを勝ち取っています。昨年末か て、段階的な上積みや、自賠責補償額相 においては、4級以下の引上げについ 昨年から、検数労連、全検労協、全港

> 事ができました。今後、更なるB職員の いて、引き続き協議を重ねた結果、17 意に至りました。残る課題の退職金につ 退職金上積みを求めていかなければなり 処遇制度の確立など、大きく前進させる 労協、全港湾三労組の闘いは、B職の新 た。約2年半を掛かけた検数労連、全検 春闘において最終的に合意に至りまし B職の賃金水準の統一化について概ね合 ってきた結果として、昨年には、A職

④「指定事業体」問題では、これまでの個 関係委員による早急な解決が求められて 与するとして、これまで個別回答を産別 対応に切り替えての交渉をすすめてきま 別対応から全国港湾検査部会として産別 問題の解決のため、労使政策委員会が関 協が責任を持つべきと強調しました。そ 追及し、個別ではなく産別として、日港 崩しませんでした。17港湾春闘では、 も、一貫して個別対応の姿勢を4協会は きました。この事により、春闘後の労使 回答として引き出し、協定化する事がで の結果、今春闘において、「指定事業体」 した。しかし、産別交渉に切り替えて 「指定事業体」、「違法派遣」等の問題を

(3)たたかいの総括

①17春闘は、特に、昨年から継続する「独 賃の具体的な交渉がすすまない為、個別 渉を重ねて、17春闘要求を獲得しまし を図るために、全港湾各地方は幾度の交 央と地方の連携のタイミングに苦慮しな 答を巡り、中央港湾団交において産別最 禁法」問題で、産別最低賃金の具体的回 がらも、可能な限り産別制度と同時決着 賃上げ交渉の追い込み、山場設定等、中

②賃金引上げ要求では、3月24日の第1 回統一回答指定日までに、ほぼ前年並み 結しました。個別賃金引上げのたたかい の実績を引き出した地方が多く、4月1 では、中央港湾団交における産別最低賃 4日の山場までに全港湾の主要分会が妥

> ③このような状況にありながらも、 できました。 強固な団結を改めて日港協に示すことが 0日付)の「追認作業」を重視し、各地 各地方は産別協定(2016年11月1 する事に猛抗議しなければなりません。 倒壊、集団的労使関係を危うくしようと た。結果的に、各地方個別労使間で行わ 別賃金の統一回答を避ける対応をしまし の結果に対して、日港協は、具体的な産 事ができました。一方、この「追認作業」 湾の制度要求の獲得に大きく影響させる 具体的な統一回答を引き出すべく取り組 金交渉が具体的にすすまず、交渉が暗礁 がすすめられた事は全港湾各地方組織の 方においてその協定内容を大前提に交渉 憾であり、港湾労使の長きに渡る信頼の 重し得なかった日港協の対応は、大変遺 に協定を締結しましたが、この過程を尊 れた「追認作業」は、各地方において個別 日協定)は、全港湾の個別賃上げや、港 んだ「追認作業」(2016年11月10 に乗り上げようとする中で、産別最賃の 、全港湾

> > 答を拒むな

0春闘から

④17春闘におけるトラック職種において 善しません。このような厳しい中でも、 迷するなど、経済の鈍化により一般職種 も、地域産業はもとより、産業全体が低 全港湾の一般職種における賃上げのたた たたかいでした。一般職種は全国的に を及ぼすなど社会的、経済的にも厳しい ラック労働者の労働条件悪化に直接影響 け、孫請けといった重層構造により、ト かいは、全港湾の職種別の中で唯一、前 大きく影響しています。更には、下請 主からの適正な料金収受が出来ない事が は、中小零細企業の収益は依然として厳 に働く労働者全体の労働条件は一向に改 い状況にありました。大手元請けや荷

港湾の政策課題(全国港湾)

年実績を上回りました。

(1) ①全国港湾は1月25日、26日の第9回 17春闘・制度政策要求とたたかいの特

②全国港湾は17春闘にあたり 別交渉は、重苦しい雰囲気でのスタート 確立について」など、重要6課題の要求 安定、②船社のアライアンスの再編など 中央委員会で「①雇用基盤と港湾労働の となりました。 ど、集団的労使関係から成り立つ中央産 金(数字の回答)の具体的回答 求書を提出しましたが、16 定の改定に関する要求書」を決定しまし 内容「17年度産別労働条件及び産別協 業体」について、⑥安全・安心の港湾の 続課題について、⑤検査事業者「指定事 改定について、④春闘協定等に基づく継 金・労働条件の向上に関する産別協定の た。2月1日、第1回中央港湾団交で要 による港湾への影響に対する措置、③賃 独禁法」を盾に、日港協は産別制度賃

術を検討してきました。 にたたかうこととしました。 キを配置し、産別課題と個別領 成)を開催し、産別ストライキなどの戦 国港湾と港運同盟の中央執行系 交渉も並行して取り組み、3月8日第7 は、2月1日中央団交以降から個別賃金]中央執行委員会・中央闘争委員会(全

妥員 会で 構

(2)②2月23日、第2回中央港湾団交では、 ①2月1日、第1回中央港湾団 を求める。」と、強調しました 定を大前提に、あくまでも産別統一回答 禁法」の関係で具体的回答が たたかいの経過 については、2016年11月10日協 する日港協に対して、「産別賃金の改訂

根幹である産別最賃に対する具体的な同

答は一言も出ませんでした。組合側は、

出来ないと 父では、「独

> キを一旦延期しました。 協は、3月23日の団交開催を申し出た 作業を行うだけであり、3月24日まで 為、3月12日に予定していたストライ 姿勢を通告しました。これに対して日港 3月12日の行動に追加行動も辞さない に一社でも追認に応じない事があれば、 「あくまでも、11月10日協定の追認

⑤4月6日、第5回中央港湾団交は、前回 ④3月23日、第4回中央港湾団交では、 第4回中央港湾団交の決裂に伴い、3月 追加行動について口頭通告しました。 24時間ストライキの決行、4月2日の 協定」の追認作業の完了や、沖縄港湾に が産別最賃「2016年11月10日付 キ通告のなかで開催されました。全港湾 ストライキの決行、更に追加行動として 26日、4月2日と2週連続の24時間 回団交席上で通告した通り「3月26日 追認に対する回答は全くなく、地区団交 業」として、各地区で個別確認書が締結 前回団交において「産別最賃の追認作 と冒頭から発言がありました。しかし、 おいて地区協議体制が確立された事を報 あり、新たな対応は必要ない」等の極め 権についても「既存の協議体制で十分で されたが、日港協は、産別の立場として 協は「次のストライキは回避したい。」 告しながら日港協を追及しました。日港 4月8日始業時からの48時間ストライ て不誠実な回答でした。組合側は、第3

賃金を一体

ストライ

加盟単組

③3月9日、第3回中央港湾団: として「不安要素があり実行に移せな て頂きたい旨の回答を受け、 答に対して、3月12日に24時間スト い」と、示しました。これに対し組合側 別最賃については、個別縦割: ライキを構える旨、口頭通告-は、「独禁法を盾にして要求事項に相反 11月10日協定に対する日港協の見解 した回答だ。」と、反論し、不誠実な回 父では、産 りで交渉し しました。 組合側は る。企業労使間において協議し合意を得 港協から「産別制度賃金について認め 産別否定とも取れる態度に対してストラ 大筋理解できる回答であるとし、産別最 言、明記されず十分な内容ではないが、 したが、産別最賃の具体的な金額は明 た。2波、3波のストライキを決行しま た金額を遵守する。」等の回答が出まし を挟みながら断続的に協議をすすめ、日 イキ決行を表明しました。その後、休憩 (具体的金額表示) の扱いについて、

意したとして、「2017年産別最低賃 0円については、関係労使間において合 金に関する通告書」を全国港湾・港運同 た。産別最賃の具体的金額168、92 央労使苦渋の判断による決着となりまし

盟による連名で日港協会長宛に送付しま

か、全国港湾・港運同盟は4月6日第5回 中央港湾団交終了後に17春闘協定(仮協 定)を締結しました。 各単組の個別賃金闘争も並行されるな

(1) ア (2)課題として認識し、その目的達成に向認可料金制度の復活は、労使の政策 雇用基盤と港湾労働の安定について

織)において協議する。 の検討機関(地区等の実状に応じた組 湾労働者の職域拡大等の観点から地区 状に照らし、港運業者の業域並びに港 る問題については、ターミナル毎の現 あるいはターミナル毎にそのあり方等 コンテナターミナルゲート業務に係

湾

港

(3)対し、早期に実現出来るよう申し入れ 央・地区が一体となって国土交通省に は、まず当該地区の協議を優先し、中 三島川之江港の指定港化について

る原則「日雇不使用協定」の意義につ いて理解すると共に、引き続き各企業 に対し周知・徹底を図る。 6大港における港湾荷役現業におけ

(5)ルを行う等、チェック体制の徹底を図 営実態等について地区事前協議会ある 度の適正な運営の実施と共に、その運 いは雇用対策委員会による、パトロー に係る秩序維持の問題は、事前協議制 「港湾倉庫」及び「特定港湾倉庫」

る。また、「全職種適用」については て、日港協としてその必要性を理解す 港湾労働法の「全国適用」につい

> て必要に応じ協議する。 一港労法問題労使検討委員会」におい

> > (2)

今後の労使継続課題として確認され、中

の拡大に係る問題については、地区毎 用対策委員会等を活用してその対応を に地理的実状等が異なることから、雇 インランドデポなどのドライポート

策委員会が関与する。 協議経過を踏まえ、必要に応じ労使政 なお、上記250について地区等の

(3)

船社のアライアンスの再編などによ る港湾への影響に対する措置につい

の運用強化を図り、雇用と職域の確保 認に基づき、中央、地区事前協議制度 いて、2017年3月1日付議事録確 による港湾への影響に対する措置につ 労使は船社アライアンスの再編など

ウ 賃金・労働条件の向上/産別協定の

(1) ①日港協は2016年(平成28年)1 と共に、既存の産別賃金制度につい 産別制度賃金について -月10日付協定第1項を遵守する

③産別賃金制度の取扱いについては、 ②産別最低賃金について各企業は、そ 合意を得た金額を遵守する。 れぞれの企業労使間において協議し

(2)働組合との協議を行う。 は、引き続き日港協整備部会と関係労 関連専業の労働環境整備について

引き続き協議する。

17春闘協定に基づく継続課題につ

(1)いても1972年 (昭和47年) 6月 める。なお、地区団交権の問題につい る共通の業域・職域について協議を進 当該協定に係る問題並びに地区におけ 沖縄地区は、中央産別協定を尊重し、 ては、上記4地区に限らず他地区にお 駿河地区・博多地区・鹿児島地区・

> 労働時間問題専門委員会において、雇 を行い、その報告をもって労使政策委 用延長の実態調査や制度導入の問題点 員会で協議する などについて、年内を目途に調査研究 定年延長の問題については、賃金・

その他の港湾・職種においては、20 時間外基礎分母を149時間とする。 各社の実施計画とは別に本年度1時間 14年(平成26年)協定に基づき、 6大港船内・沿岸職種においては、

オ・検査事業に係る「指定事業体」につ

労使政策委員会が関与する。 その協議経過を踏まえ、必要に応じ 検定小委員会」にて協議する。なお、 通問題については、既存の 「指定事業体」に係る4検査機関の

同専門委員会で検討する。 の「液体輸送」事故については事態を する。なお、フレキシブルバック使用 は中央安全専門委員会で引き続き協議 重視し、必要な措置をとるべく早急に 安全・安心の港湾の確立について 労災補償制度、熱中症対策について

Ι

はじめに

8日付協定に基づき引き続き誠意を以

法」問題では、産別統一回答を一方的 門委員会が関与する」などとした積極的 闘ではある一定において日港協の「各専 学習会の開催や、専門委員会の積極的な んだ「追認作業」の結果は、個別の賃上 に、頑なに拒否する姿勢に対して取り組 な回答を引き出しました。また、「独禁 開催が確認されました。 た。また、「独禁法」問題を解決させる げ、港湾制度要求の獲得に反映されまし ために、中央労使による専門家を交えた

③17春闘・中央港湾団交では、 産別統

うとする日港協への有力な手法となり、 追い込みました。その結果、各地区から 回答を拒否し続ける日港協に 港湾産別による真の団結を見せつけまし は、「独禁法」問題を一方的に解釈しよ 産別最賃に同意する旨の回答を引き出 別最賃を加盟単組個別労使で確認する 国港湾連合会は港湾産別組織を 体的回答を拒む日港協に対する対策は、 た。「独禁法」を口実に、産別最賃の具 「追認作業」の形態を用いて、 多大なプレッシャーを与えられた事 として、産 日港協を

> ストライキを決行するなど、課題解決に 対応策を講じた今春闘は、2度に亘ると く、港湾産別、集団的労使関係を基本に た。日港協の一方的な法解釈を許す事無 あるが突破口を見つけることができまし 各地区との連携作業によって部分的では

は、実力行動をもって対峙しなければな ました。来春闘は、産別否定に対して 向けて積極的に産別組織として取り組み

以

りません。

2016・17年度運動方針に基づき、①労 働者の権利確立、雇用安定、賃金、労働条件

たたかいの総括

く規制緩和に反対し、貧困をなくし、格差社 の引き上げ、生活向上、②新自由主義に基づ

②17春闘の全容としては、安全・政策面 応」といった回答も多かった中で、今春 においてはこれまで「個別企業での対 の底力を改めて示す事ができました。 組織・産別運動の強固な団結、港湾産別 答を避けようとする日港協に対し、産別 対して、「追認作業」(2016年11月 がらも、統一回答を避け続ける日港協に 盟単組は総力を上げ、地区と団結してた 中央港湾団交に差し出した事は、統一回 間でそれを認めさせました。その結果を たかいました。集団的労使関係を認めな 釈に終始させないためにも、全国港湾加 「独禁法」問題を、日港協の一方的な解 〇日協定)を徹底的に行い、個別労使 労働運動を強化し、地域運動、国際運動と連 稼働反対、脱原発をはじめ自然エネルギーの 沖縄・日本を取り戻し、憲法9条に基づき、 密保護法の廃止、集団的自衛権の行使を許さ 会の是正、③平和憲法を護り、人権を奪う秘 支部において積極的に取り組みました。 織の強化拡大をスローガンに掲げ、各地方・ 立場から労働運動の再建、⑦大衆路線に基づ 帯し、中小企業労働者、非正規雇用労働者の 活用と環境保護、⑥企業の枠を超えた産業別 対話による外交で世界平和を確立、⑤原発再 対、日米安保条約を破棄し、米軍基地のない ず「戦争法」を廃止、④辺野古新基地建設反 いて職場闘争を強化し、活動家を育成し、組 沖縄防衛局は、沖縄県条例「岩礁破砕許可

> 条例違反に基づき、基地建設の中央 も引かない態度を明確にしています。 め等の訴訟を起こす準備を進めるなど、反戦 ています。これに対して沖縄県翁見 期限失効」など、必要手続きを て、辺野古新基地建設埋め立て工 ・反基地でたたかう多くの県民と共に、一歩 長知事は、 事を強行し 止・差し止 切無視し

全港湾は第87回定期全国大会で決定した

員会採決を省略し、「中間報告」とされ、一 原発の再稼働を止めなければなりません。 らず、その責任を放棄しました。 難生活を余儀なくされています。東電や政府 はやはり差異が生じています。人災であった 治体では、避難者に対して独自の立 表するなど、未曾有の災害を招い た。現在も多くの被災者が福島県外各地で避 原発事故を再発させないため、国内すべての ずるなどして対応していますが、その内容に 6月15日、「共謀罪」テロ等準備罪が委 福島第一原発事故から6年が経過しまし 自主避難者に対する補償の打ち切りを発 一方、各自 文援策を講 ににも関わ

> ていかなければなりません。 古新基地建設を断念させるたたかいを強化し 自由を奪う大変危険な監視社会になります。 「共謀罪」を廃止に追い込むたたかい、辺野

権を打破しなければなりません。 れています。中小零細企業に働く労働者や非 多くの国民運動の連帯をつくり、安倍自公政 い中で、勤労国民の生活は一層の厳しさを強 改悪など、国民の暮らしと財産、生命、雇用 義を取り戻し、国民主権の政治を取り戻すた いられます。安部自公政権から、真の民主主 正規雇用労働者など、所得格差が是正されな を守るべき法律が、安倍政権の下で切り崩さ 労働基準法、雇用保険法、介護休業法等の 野党共闘を強化し、地域運動を強化し、

と総括について提起します(詳細は別冊の 「一般活動報告書」に収録してあります) 以下、2016年度の主なたたかいの経過

II2016年秋年末闘争

ては、第38回中央委員会で討議資料として 2016年秋年末闘争の経過と総括につい

ができるなど、国民から言論の自・ 警察や政府から監視され、罪を犯っ

田、行動の す前に逮捕 方的に参議院本会議で強行採決されました。

支部ごと

11月22日

全倉運

で597、857円となって

また、突如明らかになった韓進海運倒

20

2 月

40日まで

1月25日現在、加重平均

1月14日

北海道

分会ごと 回答指定日

方

10月28日

東北

10月24日

11月24日

1月4、11日

1月15日

1月27日

配布しています。ここではその要点を記載し たたかいの経過 冬季一時金闘争

①各地方は、第2回中執で確認した昨年同 関東 日本海 北海道 季の率・額を上回る要求設定を行い、 労働条件引き上げのたたかい -月上旬に要求書を提出しました。 7000 0000 000円 要求額 850、000円以上 3・5ヶ月 分会ごと 1

北海道 国70万円) 方 700、000円以上 3 5 割 800 000 000 円 要求提出日 分会ごと

会ごと、築港3ヶ月、神戸分会ごと、中

(大阪90万円、阪神90万円、建設分

名古屋支部 東海5支部

分会ごと

支部ごと

580、000円以上

東北

10月19日

③港湾関係労働組合の回答状況

日港労連

12月2日現在、全国平均4

40、189円+αで妥結の

関 日本海

支部ごと 10月26日まで 11月8日まで 11月4日 10月27日 1 月 4 日 1 月 2 日

名古屋支部

東海5支部

妥結しました。 合員平均730、 台員平均446、 1月28日にシンケンが組 000円で 000円で

②回答状況及び妥結結果について 平均及び妥結額平均ともに昨年を上回り り、昨年同時期と比べて、2、172円 円 (昨年同時期474、236円)とな っています。港湾では50万円台、トラ ました。平均額475、000円を超え 95円 (1・68ヶ月) となり、回答額 しました。 回答額平均は476、408 示されました。その内266分会が妥結 会中276分会(84%)に有額回答が ックでは昨年実績を10、000円以上 上回りました。妥結額平均は475、4 たのは2006年以来の10年ぶりとな 一回る健闘ぶりでした。 12月20日現在、闘争分会330分

は420、319円となり、昨年同時期 り、昨年同時期343、798円を1 06円を672円上回りました。トラッ 420、210円を100円上回りまし 1、896円上回りました。一般職種で クの回答額平均は355、694円とな 778円となり、昨年同時期504、1 職種別で港湾の回答額平均は504、

検定労連 検数労連 円+αで妥結しました。 均440、189円+α、日 見込みです。 12月2日に全日検が全国平 検が全国平均444、 1月16日に新日本検定が 1 6 0

現業平均720、000円で 妥結しました。 1月21日に海事検定が組

大港労組 8、000円で妥結しまし 11月29日に船内平均49

全日通

11月17日

④他団体の回答状況 日本経団連(12月21日)最終集計 に妥結済みです。

績711、341円を19、395円下 重平均691、946円となり、昨年実 同時期の880、593円を143円上 連合(12月16日)最終集計では、加

委員会で具体的な協議を進めています。 継続協議となっている地方がほとんどで き上げ、④労災企業補償上積み引き上げ、 年(雇用)延長・退職者補充、③退職金引 引き上げとして、「①労働時間短縮、②定 方では、労災企業補償の上積みについて、 昨年に引き続き、一部分会単位で労災企業 回答を引き出しました。②関東地方では、 60歳時の労働条件とするなど、具体的な 末までに協議を進め、決着しない場合は、 す。本年末闘争で新たに獲得した地方は次 き上げ・労災企業補償の上積みの課題では 争における到達闘争の状況では、退職金引 結」を重点に取り組み、17春闘につなげ ⑤ストレスチェック制度、⑥労働協約の締 地本統一で取り組むことが確認され、専門 補償の上積み獲得となりました。③関西地 のとおりです。①東北地方では、16年度 ていくたたかいを確認しました。今年末闘 秋年末における到達闘争 16秋年末闘争については、労働条件の

ど、交渉日程全般に様々な意見がありまし たたかい、闘争日程」では、全港湾各地方 から進めた「港湾産別一体となった春闘の から個別闘争日程との開きがありすぎるな 秋年末オルグと17春闘準備 17春闘をむかえるにあたり、14春闘 中央本部は、全国各地の港における労

年間112万円(夏53万円

では、加重平均880、736円で昨年

賃金・特別精励金を含む回答を引き出さ 認での12月31日の特別休日化、割増 姿勢を表明して交渉を進めました。その 争点となりました。全国港湾は、「独禁 春闘における「独禁法」問題が最後まで に、他地区においても早急に協議体制を は、東三地区が16春闘時で一定合意さ せました。地区団交権の確立について 獲得や、年末年始例外荷役に係る議事確 例外荷役には応じられないと、たたかう 法」を早急に解決させなければ年末年始 結果、産別最賃(17春闘時)の上積み れたものの、他地区では議論が進んでい

方にオルグを行い、中央港湾団交との連携 められるとの立場から、その必要性を各地 働条件の確立には、港湾産別運動強化が求 に理解を求めました。

①到達闘争課題を重点に取り組みを進めま 時の賃金80%をほとんどの地方で獲得 は新たに獲得した地方はありませんでし 題では、16春闘段階で要求通り獲得を できました。労災企業補償の上積みの課 おける賃金獲得については、60歳定年 議となりました。また、雇用延長制度に 題では、65歳までの完全定年延長を新 した地方もありましたが、秋年末闘争で

②全国港湾の秋年末のたたかいでは、16 件の獲得は地本全体の取り組みが求めら

や闘争組合からの報告を行いま した。2月17日、東京総行動 けんり春闘は、「貧困・格差・

2 取り組み 全国港湾加盟各単組

①各単組の要求は次のとおりで 要求 たたかいの経過 提出

5年以上2、500円で妥結しまし

00円、15年未満1、500円、1 800円、職務経験加算10年未満5

た。日検は、平均2、458円、定晃

19歳から55歳一律2、500円、

・冬59万円) として春闘時

りません。

ど、部分的に改善に向けた取り組みは進 ては、各地方・支部で個別企業間におけ や労災企業補償、定年延長等課題につい んでいます。労働時間短縮(分母改訂) た。一部、等級部分で10%の上積みな る企業間格差があり、制度・政策労働条 たに獲得した地方・支部はありませんで には来春闘でのたたかいも含めて継続協 した。62歳など、段階的定年延長を獲 (2)(1) 1 \blacksquare

②全港湾が3月24日、全倉運が3月28

11、000円(運輸労連平均

全日通

5%+α額

3月14日

20、000円

2月23日

12、011円(平均)

2月21日

日を回答指定日とし、2単組以外の全国

港湾各単組は、昨年同様に回答指定日を

年より71円増となりました。 計)では、加重平均5、800 増となりました。 国民春闘共闘4月27日発表

> 亡となり昨 (第5回集

④各単組の交渉経過及び有額回答として

は、以下の状況です。

③全日通は3月16日を山場とし、賃上げ

け、積極的に交渉を進めました。

検数労連・検定労連も3月から4月にか

設定しませんでした。しかし、港荷労協

が2月1日から交渉を始め、大港労組・

5、200円、一時金年間109万円で

妥結しました。

モを取り組みました。 6日には、17春闘勝利中央総行動が行わ さない!働きがいのある人間らしい仕事 れ、結集した350人で桜田公園までのデ

となど、全国港湾はいち早く対策委員会 も対象になりうる港の影響調査を行いま 問題が生じぬよう然るべき対策を取るこ したが、今後の情勢を注視した を開催し、対応に出ました。全国港湾で 産問題では、日港協に対して 雇用不安• 海事検定 20,000円 シンケン 16、377円(平均) 律20、000円 2月21日 2月8日 2月1日

2 0 1 7年春闘

全産業の取り組み

賃金の引き上げを目標に取り組みました。 げ・底支え」、「格差是正」を掲げ 体的に早期解決の動きになって、 6月5日発表(第6回集計)では、5月末 た。300人未満の中小労組では平均賃金 3円となり昨年より84円の減となりまし 結内容としては、平均賃金方式で 時点で約8割の組合で妥結が進むなど、全 方式で4、528円、昨年より166円の 連合は、すべての働く者の賃 います。妥 けて、月例 5, 73

抗議集会)を行い、構成組合から春闘経過 春闘全国実行委員会発足総会が開催されま を!」を掲げて11月21日、17けんり した。4月 (経団連前 差別を許

の ii. 全日検・日検は、4月26日、第8 i. 日港労連は、3月30日第3回港荷 団交において基準内賃金「4、500 い、事実上の労使合意に達しました。 対しても「基準内賃金4、500円を 歳未満2、250円/56歳以上1、 回団交において全日検が全国平均4、 下限とする」を確保するよう指示を行 済ませ、港荷労協に加盟しない組織に れを踏まえ個別労使に附し、4月5日 円を下限とする」を表明しました。こ 502円、定昇1、200、一律56 を期限として、個別労使の確認作業を

iii 労組が組合員平均3、911円+α 任給3、000円増額で妥結しまし 56歳か59歳一律2、000円、初 上ベースアップ2、500円で妥結し (分母変更分)、定昇維持、50歳以 検定労連は、4月14日にシンケン

引き出しています。5月10日現在で 4、838円となり昨年202円減と なり昨年より69円の減、加重平均で 在までに加重平均4、713円の回答 日までの回答を受けて、4月18日現 は、単純平均31組合4、830円と 大港労組は、3月31までに第5回 全倉運は、統一回答指定日3月28 (1) 3

(2)各単組の妥結状況は下記のとおりです。 2017年妥結額 で基準内賃金3、500円+α(基準 外)で妥結しました。

港

請し、4月7日、第6回船内統一団交 回答額を不満として更なる上積みを要 湾

円の回答を引き出しました。組合は、 の船内統一団交を開催し、2、500 労

働

検数 全検 日港労連 3、 556円 4、500円 5月10日 4月6日

4、502円 2、458円+α 4月26日 4月26日

4、900円+α 4月26日

3、9 1 1 1 + α シンケン 大港労組 500円+α 4 月 7 日

4、842円(加重平均)6月8日現在

の改訂等も含め、組合員一人平均月額 逓減を2、000円に緩和、住宅手当 0円の今年度のみ支給、56歳以降の ました。海事検定は、基準内2、00 4、900円(基準内) + αで4月2 海事検定 シンケン 検数 全検 全倉運 日港労連 全港湾 2016年妥結額 5、200円 大港労組 日検 2、445円+α 3、 0 1 5 円 3、384円+ 2、830円+α 3、 000円 3 4 8 8 円 3月16日

全日通 3, 000 ⊞ 4**、**900円 4、 9 7 6 円

 α

6日大筋合意になりました。

全港湾の取り組み

たたかいの経過

①17春闘の賃上げ要求について、201 の賃金要求検討委員会を開催し、要求額 6年10月5日と11月28日の計2回 で17春闘方針案をまとめました。 等の検討を行い、第3回中央執行委員会

②第38回中央委員会において、「①賃上 要求額の獲得実現のために粘り強くたた 渉を設定したたかいを取り組む」ことを 引き出すとともに、二波、三波の統一交 争を強化し、産別制度を個別賃金に反映 かいを進めることとし、「①港湾産別闘 の基本として、春闘賃上げ要求額につい 賃金の低下歯止め」などを、要求額算定 させる、②統一回答指定日で有額回答を ることを決定しました。たたかい方は、 定年延長、労災企業補償の引き上げとす を決定しました。また、17春闘全国統 て、「基本給一律20、000円要求」 げ率の格差是正、②物価上昇分、③実質 要求は、賃金引き上げと65歳までの

③各地方は、2月20日までに春闘要求を 投票を実施し、全港湾の統一要求、全国 提出しました。ストライキ権の確立確認 投票率で確認されました。 港湾産別要求の何れも、95%超の高い については、2月20日までに全地方で

> ④2月23日、第2回中央港湾団交終了後 認しました。 日始業時から半日以上のストライキを確 回答不満な場合の戦術として、3月25 に臨時地方代表者会議を開催し、3月2 4日第1回全国統一回答指定日の確認と

3、797円率で1・28%となってい 状況としては、144分会中131分会 85円減となりました。全体的にはほぼ 昨年の最終妥結額平均3、796円より 目標)を4月14日までに設定して、中 横ばいになっています。速報分会の回答 た。妥結額平均は3、711円となり、 時期と比べると329円減となりまし は、327分会中258分会 (78%) 央港湾団交を注視しながら交渉を進めま 結合させる4月15日から48時間のス 個別闘争の追い上げを図り、産別闘争と 538円 (1・27%) となり、昨年同 に有額回答が示され、回答平均額は3、 した。4月10日現在、闘争分会の結果 トライキ戦術を確認し、最終山場(解決 (91%)に回答があり、回答額平均は

⑥港湾職種では、回答額平均3、851円 り昨年同時期と比べて25円減となって となり、昨年同時期と比べて405円減 となっています。トラック職種では、回 職種では、回答額平均2、705円とな と比べて96円減となっています。一般 答額平均2、475円となり昨年同時期

⑦5月11日現在、最終集計では、327 分会中276分会(84%)に有額回答 が示され、回答額平均は3、479円(1 となりました。職種別にみると港湾職種 556円で昨年同時期と比べて68円増 トラック職種では、回答額平均が2、3 同時期と比べて21円減となりました。 では、回答額平均が3、808円で昨年 減となりました。妥結分会は246分会 ・26%)で、昨年同期と比べて42円 (回答分会の89%) で妥結平均は3、

(2)

⑤3月28日、第5回中央執行委員会は、

均が2、854円となり昨年同時期と比 となりました。一般職種では、回答額平 べて51円増となりました。 - 6円で昨年同時期と比べて159円減

①定年延長の取り組みについては、17春 62歳までの定年延長を勝ち取りまし 充」の3点を重点にたたかいを進めまし 的定年延長の獲得、③継続雇用制度の拡 た。今春闘では、東北地方が地本統一で 的に進めていくことを確認しました。 闘で港湾産別闘争と同時に個別でも積極 「①65歳までの定年延長獲得、②段階

②労災企業補償上積みの取り組みについて 地方では地方統一で要求額を勝ち取りま おいて継続交渉となっています。⑥沖縄 賠責補償相当額分を勝ち取りました。④ 確立させたことと、4級以下について自 分会において労災企業補償制度を新たに 責補償相当額分の引き上げを勝ち取りま では、地方統一で4級以下について自賠 なっています。②日本海地方、東北地方 九州地方、名古屋支部では、継続交渉と は、①北海道地方、東海地方、四国地方、 関西地方では、労使による専門委員会に した。③関東地方では、東京支部の複数

たたかいの総括

①17春闘は、特に、昨年から継続する「独 渉を重ねて、17春闘要求を獲得しまし がらも、可能な限り産別制度と同時決着 央と地方の連携のタイミングに苦慮しな 答を巡り、中央港湾団交において産別最 禁法」問題で、産別最低賃金の具体的回 を図るために、全港湾各地方は幾度の交 賃上げ交渉の追い込み、山場設定等、中 賃の具体的な交渉が進まないため、個別

②賃金引き上げ要求では、3月24日の第 妥結しました。個別賃金引き上げのたた みの実績を引き出した地方が多く、4月 - 4日の山場までに全港湾の主要分会が -回統一回答指定日までに、ほぼ前年並

なりません。

④17春闘におけるトラック職種において ③このような状況にありながらも、全港湾 が大きく影響しています。更には、下請 進められたことは全港湾各地方の強固な 0日付)の「追認作業」を重視し、各地 善しません。このような厳し も、地域産業はもとより、産業全体が低 を及ぼすなど社会的、経済的にも厳しい ラック労働者の労働条件悪化に直接影響 は、中小零細企業の収益は依然として厳 団結を改めて日港協に示すことができま 各地方は産別協定(2016. の過程を尊重し得なかった日港協の対応 おいて個別に協定を締結しましたが、こ 間で行われた「追認作業」は、 させることができました。一方、この「追 や、港湾の制度要求の獲得に大きく影響 組んだ「追認作業」(201) の具体的な統一回答を引き出す 全港湾の一般職種における賃 に働く労働者全体の労働条件は一向に改 迷するなど、経済の鈍化により一般職種 たたかいでした。一般職種は全国的に け、孫請けといった重層構造に 主からの適正な料金収受ができないこと 方においてその協定内容を前提に交渉が くしようとすることに猛抗議り 渡る信頼の倒壊、集団的労使関係を危う は、大変遺憾であり、港湾労使の長きに をしました。結果的に、各地方個別労使 体的な産別賃金の統一回答を避ける対応 認作業」の結果に対して、日港協は、具 礁に乗り上げようとする中で、 しい状況にありました。大手元請けや荷 0日協定)は、全港湾の個 全港湾の職種別の中 い中でも、 により、ト しなければ 6年11月 すべく取り 年11月1 別賃上げ 各地方に げのたた

夏季一時金闘

年実績を上回りました。

V

要求と主なたたかい

ける産別最

低賃金交渉が具体的に進まず かいでは、中央港湾団交にお

にたたかいました。 出し、交渉日を設定し、6月下旬を解決目標 回る要求を地方ごとに決定して要求すること にしました。各地方は、要求を6月上旬に提 夏季一時金闘争は、昨年同期の率・額を上

北海道 地方 東海5支部 関 日本海 名古屋支部 東 北 阪神 神戸 分会ごと 90万円 90万円 3 ヶ 月 92万円 85万円以上 3ヶ月 (分会ごと) 70万円 分会ごと

九四 州国 70万円 3ヶ月以上・65万円 80万円 昨年を下回らない

北地沖海 方縄 名古屋支部 東海5支部 日 東 本海 北 支部ごと 6 月 2 日 6 月 1 日 要求提出日 3 5 割 5月26日 6月13日 分会ごと

西阪神 神戸 6月9日 6 月 5 日 6月6日 6月8日

北 地 沖 九 四 海 道 方 縄 州 国 方縄州国 6月5日 6月9日 6月9日 6月12日

北 分会ごと 回答指定口 6月23日

沖 九 四 名古屋支部 東海 5 支部 たたかいの結果 東 縄州国 西 阪神 神戸 大阪 築港 春闘時 調整中 6月12日 分会ごと 6月23日 6月27日 6月22日 6月23日 支部ごと 6月26日 6月23日 6月16日

①7月13日までに、362分会中、26 回っています。妥結額平均では459、 02円 (1・62ヶ月) となり、昨年同 254分会(96%)が妥結となりまし 5分会(81%)の分会に回答があり、 時期454、478円を1、624円上 た。闘争分会の回答額平均は456、1 回りました。 16円となり、 昨年実績を484円上

②7月13日現在、144速報分会中、1

ました。

回答受けた分会のうち、126分会(9 30分会(90%)に有額回答が示さ 会の2016年妥結額実績は482、3 245円となりました。(参考:速報分 7%) が妥結し、妥結額平均は482、 れ、速報分会の回答額平均は481、5 49円、2015年妥結額実績は48 1、673円 19円(1・58ヶ月)となりました。

⑤大港労組は、

第3回統一交渉で、

8、000円となり、昨年同時期を3、

③職種別の回答平均でみると、港湾では、 りました。2017年夏季一時金闘争 期403、456円を6、008円上回 は、409、464円となり、昨年同時 た。トラックでは、332、346円と 84、238円を648円上回りまし なり、昨年同時期327、393円を 484、886円となり、昨年同時期4 たかいでした。 は、全職種ともに、 4、953円上回りました。一般職種で 昨年実績を上回るた

3 他労組の状況

時金の獲得にここまで影響を与えたこの結果

円となり、昨年同時期を43、823円下 では、大手組合加重平均で917、906 回りました。 経団連は、6月9日発表 (第1回集計)

円下回りました。 加重平均で2・37ヶ月、額で676、7 10円となり、昨年同時期を75、779 連合は、7月5日発表(第7回集計)で、

全港湾の夏季一時金のたたかいは、6月2

(2)

労供労組協関係(労供労組協・秋の学習

全国港湾各組合の状況

①日港労連は、7月13日現在、継続して

②検数労連は、全日検で全国一人平均、3 96、038円+α、日検で全国平均4 50、145円+αとなり、6月28日 に概ね合意に至っています。

③検定労連は、海事検定が700、000 30、000円で6月26日大筋合意し 日に大筋合意しました。新日本検定が7 円で6月30日に大筋合意しました。㈱ シンケンが392、000円で6月23 V 1

④全倉運は、7月13日現在で、加重平均 679、327円となり、昨年同時期を 4、135人(2・454ヶ月)、額で 15、862円と大きく上回っていま

⑥全日通は、「夏・冬」型の交渉となり、 000円上回り6月29日妥結しまし 夏で530、000円、冬で560、0 結しています。 00円、合計1、120、000円で妥

5 たたかいの総括

の処遇改善「底上げ・底支え」を重点に、月 幅で大きく下落しました。非正規雇用労働者 が、40、000円から70、000円台の 例賃金にこだわって取り組んだとはいえ、一 2017年夏季一時金闘争は、大手組合

は異常ともいえます。

において、粘り強く、積極的に交渉を重ねた 闘争は、各組合において昨年実績を確実に上 結果でした。 回っています。港湾・物流経済の伸び悩みが 心配された中でのたたかいでしたが、各組合 一方、全国港湾加盟組合を含む夏季一時金

ました。 たかいも、各地方で積極・果敢にすすめられ 道、日本海、東海、関西、沖縄地方で昨年実 りました。6月29日中間発表では、北海 17春闘の賃金引上げに続き夏季一時金のた 績を大きく上回る有額回答を引き出すなど、 縄地方などで昨年実績を上回るスタートとな 日時点の出だしは好調で、日本海地方や沖

主な闘争課題 の

取り組み

合理化反対、

雇用保障闘

争

①全港湾中央本部と支部を合わせて供給先 えました。職種は、介護、一般事務、ト 労働者供給事業について 業は48社になっています。 ラック・バス乗務、港湾荷役そのほか、 で922人(常時供給453人、臨時供 全部で22職種となりました。供給先企 部、境港支部を合わせて17事業所に増 部登録事業では今年で12年が経過しま 給469)となりました。全港湾中央本 企業が77社、供給対象組合員は月平均 した。新たに事業許可を受けたひたち支

②6月8日、第1回労供対策会議を開催し がありました。例えば、①事業許可を取 境が一層厳しくなってきているとの報告 い。②個人情報保護法の観点から、プラ 得しても、この数年間、供給実績が無 に合わせ、労働者供給事業を取り巻く環 ました。雇用保険法や派遣法の一部改正 格化になりつつある。③東京労働局監査 イバシーへの配慮、個人情報の管理が厳

> と、各事業所に対する適正な運営指導に 保健制度の現状維持を訴えていくこと では、労供労組協を通じて、日雇い雇用 かについて議論がされました。法的部分 ど、現状課題をどのように克服できるの の厳格化。④各事業所の適正な運営等な じて対応していくことを確認しました。 ついては、事業所からの要請や必要に応

年秋の学習会が神奈川県三浦市で開催され 11月6日、7日、労供労組協2016

江津支部1名、大阪支部2名で参加しまし れました。全港湾からは、議長として真島 書記長、事務局次長として諸見書記次長、 か」をテーマに、各参加者で議論が交わさ 数と社会保障等の適用など、調査結果を基 で講演が行われました。日雇い労働者の実 い雇用の実態と労働者供給事業」のテーマ け、國學院大學の大西准教授による「日雇 介護家政職支部書記長と舞鶴支部1名、直 に説明がありました。また、労供事業所が 「社会労働保険の適用事業所となりうるの 学習会では各単組の取り組み報告を受

2 の充実 労災職業病防止と福利厚生

ど、実態把握も含めて議論されました。ま 闘争の労災企業内補償の上積みについて議 継続協議として進めている地方がほとんど いる地方もありますが、段階的引き上げや の獲得状況では、全面的にほぼ勝ち取って た、到達闘争(労災企業内補償の上積み) でどのような協定内容になっているのかな 査実施状況、私傷病協定内容など、各地方 る、給付調整についてやスクリーニング検 論が交わされました。第三者行為災害によ 対策会議を開催しました。会議では、到達 である実態報告がされました。 第1回中央労災職業病対策会議 11月9日、10日、第1回労災職業病

3 撃に対するたたかい 労働者の権利確立と

(1)国闘争) 沖縄地方沖縄セメント工業分へ 韻争 (全

③4月6日、「共謀罪反対!4・6日比谷

参加し、集会後のデモ行進を行いまし

した。関東地方15名、中央本部3名が

野音」集会が開催され、関東地方を中心

に参加し、集会からデモ行進を取り組み

態をみれば、本件は必ず勝訴した りません。 5月15日に行われた東京地

④4月8日、第32回4·9反核燃全国集

国民的制度政策要求

(1) ①12月4日、解雇自由法制に ②5月24日、労働法制の改悪と共謀罪の 創設に反対する連帯集会が、日比谷野外 く者の総決起集会に中央本部 しました。 -名が参加 区対する働

⑦6月16日、共謀罪法案の強行採決に対

し、中央本部指示により各地方・支部で

「共謀罪法案の廃案を!緊急職場集会」

関東地方を中心に多数参加しました。

第47回食とみどり、水を守る全国集会

を一斉に取り組みました。

5 反戦、反核、平和と 環境を守るたた 民主主 かい

(1) 積の中で全国的な取り組みを確認しまし 学者を中心にした世界情勢を交えての講 問題、脱原発問題、TPPなど、課題山 演が進められました。辺野古新基地建設 相の暴徒による憲法改悪が争点で、憲法 内で開催されました。今大会は、安倍首 11月12日から14日にかけて富山市

央本部1名、オブ参加で大阪支部1名、 名の参加がありました。 近隣地域では日本地方七尾支部から10 い、中央要請で日本海地方から2名、中 全港湾は伏木支部が実行委員会を担 開会総会は1、800名の **参加となり**

②2月19日、格差・貧困ノー 集会が、日比谷野外音楽堂で開催されま ・総がかり

組織攻

な態度や、中労委命令を履行していない実 日で、審理終了となりました。原告の怠慢 なければな 裁の最終期

ました。

なっています。 8月28日に判決が言い渡されることと

⑤4月15日、最賃上げろデモ(エキタ

ス)の集会及びデモ行進が行われ、中央

本部より2名が参加しました。

り組みました。

心に参加し、屋外集会からデモ行進を取 会が、青森県で開催され、東北地方を中

⑥5月3日、平和といのちと人権を!5・

3憲法集会が、有明防災公園で開催され

ました。中央本部要請と合わせ、独自に

労働法制改悪反対の取り組み

加し、集会からデモ行進を取り 音楽堂で開催され、関東地方を中心に参 り組みまし

第53回護憲大会への参加 で開催され、北海道地本を中心に参加しま への参加 11月25日、26日、北海道札幌市内

脱原発の取り組み

①9月22日、「さよなら原発・さよなら ました。 ず、東北地方30名、関東地方20名、 ました。当日は、悪天候にもかかわら 戦争全国集会」が代々木公園で開催され 大会全体では9、500名の参加となり 中央本部6名で参加しました。

②10月2日、茨城県東海村臨界事故JC 集会全体は350名の参加となりまし 開催されました。全港湾は東北地方青年 部28名を中心に、関東地方5名、中央 016周年集会及びデモ行進が水戸市で 本部2名、総勢35名で参加しました。

③3月13日から20日にかけて、脱原発 フクシマ連帯キャラバン行動を取り組み

働

面的に活動を支援することとなり、全港 ラバン隊となりました。全港湾は東北地 湾、全日建連帯、全国一般、自治労、日 ました。今年から、平和フォーラムが全 動や、街宣活動を取り組み、3月20日 城県、群馬県、栃木県の各県での要請行 県内の被災地各自治体への要請から、茨 全日建連帯、日教組が務めました。福島 より青木青年部役員、副団長は自治労、 方青年部を中心に、団長には小名浜支部 教組、国労から全体で33名参加のキャ アクションに合流し、1週間の行動報告 に行われたさようなら原発1000万人 1 VI

⑤3月20日、さようなら原発1000万 ④3月18日、福島県郡山市で脱原発福島 反戦・反基地、戦争法に反対する取り組 東北地方32名、関東地方40名、中央 県民大集会が開催され、東北地方を中心 本部5名が参加し、キャラバン隊と合流 にキャラバン隊も合流して集会に参加し してデモ行進までを取り組みました。 人アクションが代々木公園で開催され、

③5月27日、北九州小倉で辺野古土砂搬 ②12月10日、全国一斉行動「辺野古新 出反対全国協総会が開催され、全国港湾 し、集会後のデモ行進を行いました。 堂で開催され、関東地方を中心に参加 中央本部6名で参加しました。 されました。全港湾は関東地方10名、 ガン横須賀母港化反対抗議集会」が開催 基地建設阻止大行動」が日比谷野外音楽 3 1

④6月10日、辺野古埋め立て反対・共謀 り組みを行いました。包囲行動全体では 地方から30名中央本部2名で連帯の取 罪廃案!の国会包囲行動が行われ、関東 報告を行いました。 1万8千人が結集しました。

辺野古新基地建設反対対策委員会が特別

(5)

5・15沖縄平和行進

復帰45年・第40回沖縄平和行進が開

「17年度産別労働条件及び産別協定

9名、沖縄地本20名、中央本部3名、全 催されました。三単産で95名(全港湾5 日建連帯6名、全国一般7名)が結集しま 大集会を控え、行進日程は2日間となり、 した。辺野古新基地建設強行に対する県民

初日の学習会から最終日の大集会まで全体 で取り組みました。 港湾労働者のたたかい

港労法対策会議

ことが確認されました。 正に伴う港湾労働者への影響など、法改正の が交わされました。また、社会保険制度の改 用の必要性とその意義について、活発な議論 動きを注視しながら取り組みを強化していく 開催しました。港湾労働法の全港・全職種適 1月18日に、第1回港労法対策会議が

2 地区団交権確立に向けて

縄」の4地区それぞれが協定を締結しました。 しました。その後、17春闘から継続して協 議を行い、新たに「駿河・博多・鹿児島・沖 (北海道・東北・日本海) が既に協定を締結 地区団交権の確立については、東3地区

港湾の政策課題(全国港湾)

港

①10月1日、「原子力空母ロナルドレー

湾

(4)

労

1月24日、全港湾中央委員会終了後、 17春閩·制度政策要求

止法と労働協約」をテーマとした学習会

意見交換を行いました。

港湾春闘で最大の争点になる予測から、

古川・全港湾顧問弁護士による「独占禁

②全国港湾は1月25日、26日の第9回 中央委員会で「①雇用基盤と港湾労働の 業体」について、⑥安全・安心の港湾の確 続課題について、⑤検査事業者「指定事 改定について、④春闘協定等に基づく継 金・労働条件の向上に関する産別協定の 安定、②船社のアライアンスの再編など 立について」など、重要6課題の要求内 による港湾への影響に対する措置、③賃

> ③2月1日、第1回中央港湾団交で要求書 法」を盾に、日港協は産別制度賃金(1 を提出しましたが、16春闘から「独禁 中央産別交渉は、重苦しい雰囲気でのス 拒むなど、集団的労使関係から成り立つ 8歳168、920円)の具体的回答を の改定に関する要求書」を決定しました タートとなりました。

④全国港湾は17春闘にあたり、ストライ 成)を開催し、産別ストライキなどの戦 回中央執行委員会·中央闘争委員会(全 にたたかうこととしました。加盟単組 国港湾と港運同盟の中央執行委員会で構 交渉も並行して取り組み、3月8日第7 は、2月1日中央団交以降から個別賃金 キを配置し、産別課題と個別賃金を一体 術を検討してきました。

①2月1日、第1回中央港湾団交では、「独 禁法」の関係で具体的回答ができないと たたかいの経過 定を前提に、あくまでも産別統一回答を する日港協に対して、「産別賃金の改訂 については、2016年11月10日協

②2月23日、第2回中央港湾団交では、 として「不安要素があり実行に移せな い」と示しました。これに対し組合側 キを構える旨、口頭通告しました。 対して、3月12日に24時間ストライ した回答だ」と反論し、不誠実な回答に は、「独禁法を盾にして要求事項に相反 11月10日協定に対する日港協の見解

と通告しました。これに対して日港協 を行うだけであり、3月24日までに一 別最賃については個別縦割りで交渉して め、3月12日に予定していたストライ は、3月23日の団交開催を申し出たた 月12日の行動に追加行動も辞さない」 社でも追認に応じないことがあれば、3 頂きたい旨の回答を受け、組合側は「あ キを一旦延期しました。 くまでも、11月10日協定の追認作業

求める」と、強調しました。

④3月23日、第4回中央港湾団交では、 ③3月9日、第3回中央港湾団交では、産

回団交において「産別最賃の追認作

第4回中央港湾団交の決裂に伴い、3月 26日、4月2日と2週連続の24時間 キ決行を表明しました。 別否定とも取れる態度に対してストライ は一言も出ませんでした。組合側は、産 幹である産別最賃に対する具体的な回答 冒頭から発言がありました。しかし、 協は「次のストライキは回避したい」と 告しながら日港協を追及しました。日港 いて地区協議体制が確立されたことを報 定」の追認作業の完了や、沖縄港湾にお キ通告の中で開催されました。全港湾が ストライキの決行、更に追加行動として 産別最賃「2016年11月10日付協 4月8日始業時からの48時間ストライ

⑥その後、長期休憩を挟みながら断続的に 年産別最低賃金に関する通告書」を全国 間において合意したとして、「2017 決となりました。産別最賃の具体的金額 キを決行しましたが、産別最賃の具体的 協議を進め、日港協から「産別制度賃金

(3)各単組の個別賃金闘争も並行

(1) を締結しました。 [協定書]

⑤4月6日、第5回中央港湾団交は、 前回 根

宛に送付しました。 題として確認され、苦渋の判断による解 示)の扱いについて、今後の労使継続課 であるとし、産別最賃(具体的金額表 ではありませんが、大筋理解できる回答 回答が出ました。2波、3波のストライ について認める。企業労使間において協 港湾・港運同盟による連名で日港協会長 な金額は協定書に明記されず十分な内容 議し、合意を得た金額を遵守する」等の 168、920円については、関係労使

2日の追加行動」について口頭通告しま 26日24時間ストライキの決行、4月 団交権についても「既存の協議体制で十 第3回団交席上で通告したとおり「3月 極めて不誠実な回答でした。組合側は、 分であり、新たな対応は必要ない」等の されましたが、日港協は、協会の立場と 業」として、各地区で個別確認書が締結 して追認に対する回答は全くなく、地区

(4) (2)

て必要に応じ協議する。

とに地理的実状等が異なることから、 の拡大に係る問題については、 を協議する。 雇用対策委員会等を活用してその対応 インランドデポなどのドライポート なお、上記(2)(5)(7)について地区等の

港湾団交終了後に17春闘協定 全国港湾・港運同盟は4月6日 される中、 第5回中央 (仮協定)

課題として認識し、その目的! 雇用基盤と港湾労働の安定 認可料金制度の復活は、労使の政策 達成に向 について

③ 三島川之江港の指定港化について 対し、早期に実現できるよう申し入れ 央・地区が一体となって国土交通省に は、まず当該地区の協議を優先し、中 る問題については、ターミナルごとの た組織)において協議する。 方等の検討機関(地区等の実状に応じ 区あるいはターミナルごとにそのあり 港湾労働者の職域拡大等の観点から地 現状に照らし、港運業者の業域並びに コンテナターミナルゲート業務に係

業に対し周知・徹底を図る。 る原則「日雇不使用協定」ので いて理解するとともに、引き続き各企 6大港における港湾荷役現場 意義につ 業におけ

る。また、「全職種適用」につ 行う等、チェック体制の徹底を図る。 雇用対策委員会による、パトロールを 態等について地区事前協議会あるいは 適正な運営の実施と共に、その運営実 る秩序維持の問題は、事前協議制度の て、日港協としてその必要性を 「港労法問題労使検討委員会 港湾労働法の「全国適用」 「港湾倉庫」及び「特定港湾倉庫」に係

を理解す につい 地区ご におい いては 8日付協定に基づき引き続き誠意を以 員会で協議する。 って協議する。

策委員会が関与する。 協議経過を踏まえ、必要に応じ労使政

2. 船社のアライアンスの再編などによ る港湾への影響に対する措置について に努める。 の運用強化を図り、雇用と職域の確保 認に基づき、中央、地区事前協議制度 いて、2017年3月1日付議事録確 による港湾への影響に対する措置につ 労使は船社アライアンスの再編など

3. 賃金・労働条件の向上/産別協定の 改定について 産別制度賃金について

とともに、既存の産別賃金制度につい ①日港協は2016年(平成28年) 11月10日付協定第1項を遵守する

③産別賃金制度の取り扱いについて は、引き続き協議する。 意を得た金額を遵守する。 れぞれの企業労使間において協議し合 ②産別最低賃金について各企業は、そ

働組合との協議を行う。 は、引き続き日港協整備部会と関係労 関連専業の労働環境整備について 17春闘協定に基づく継続課題につ

沖縄地区は、中央産別協定を尊重し、 ては、上記4地区に限らず他地区にお める。なお、地区団交権の問題につい る共通の業域・職域について協議を進 当該協定に係る問題並びに地区におけ いても1972年 (昭和47年) 6月 駿河地区・博多地区・鹿児島地区

② 定年延長の問題については、賃金・ 用延長の実態調査や制度導入の問題点 労働時間問題専門委員会において、雇 を行い、その報告をもって労使政策委 などについて、年内を目途に調査研究

時間外基礎分母を149時間とする。 6大港船内・沿岸職種においては、

各社の実施計画とは別に本年度1時間 14年(平成26年)協定に基づき、 その他の港湾・職種においては、20

5.検査事業に係る「指定事業体」につ

労使政策委員会が関与する。 その協議経過を踏まえ、必要に応じ、 検定小委員会」にて協議する。なお、 共通問題については、既存の「検数・ 安全・安心の港湾の確立について 「指定事業体」に係る4検査機関の

2017年全国港湾春闘協定は以上 重視し、必要な措置をとるべく早急に の「液体輸送」事故については事態を は中央安全専門委員会で引き続き協議 同専門委員会で検討する。 する。なお、フレキシブルバック使用 労災補償制度、熱中症対策について

全国港湾検査部会

全日検三労組統一交渉

処遇改善を求めていかなければなりませ の確立など、大きく前進させることができ 組による統一交渉は、B職員の新処遇制度 湾の三労組と全日検協会の統一交渉を行っ ました。今後、更なるB職員の退職金等の かけた検数労連、日港労連、全港湾の三労 いて最終合意に至りました。約2年半を掛 いて継続協議を重ねた結果、17春闘にお 合意に至りました。残る課題の退職金につ 職員・B職員の賃金水準の統一化について てきた結果として、16年春闘時には、A 15年から、検数労連、日港労連、全港 (1) 1 \mathbf{W}

(2)指定事業体問題

①指定事業体問題では、これまでの個別対 闘では、「指定事業体」、「違法派遣」等 出向いても、一貫して個別対応の姿勢を た。しかし、産別交渉に向けて各協会へ 応から全国港湾検査部会として産別対応 各協会は崩しませんでした。17港湾春 に切り替えての交渉を申し入れてきまし 取り組みを強化して、春闘時に行う地方運 請内容等も十分把握・理解し、各地方での

め、労使政策委員会が関与するととも おいて、「指定事業体」問題の解決のた することができました。 回答を産別回答として引き出し、協定化 独自)で協議するとして、これまで個別 きと強調しました。その結果、今春闘に 産別課題として、日港協が責任を持つべ の問題を追及し、個別協会対応ではなく に、検数検定小委員会(指定事業体問題

②6月12日、労側14名、業側8名、日 るよう強く言及しました。 刻も早く、「指定事業体」問題を解決す よう要求しました。これらを基本に、一 と、若年層の協会本体へ早期に移行する 定年退職者による事業体であるべきこ しく追及するとともに、労使協定にある 定事業体」のあり方について、現状を厳 会が開催されました。委員会では、「指 港協2名、合計24名の出席で、小委員

5 交運労協海港部会

7年度政策要求について検討を行いまし 12月10日、海港部会が開催され、

② 6月13日、海港部会が開催され、17 年政策制度要求内容を討議し、決定しまし

バス労働者のたたかい 海コン・トラック・

全港湾海コン・トラッ バス合同対策会議 ク

動方針については大きな変更を行わず、要 緊の課題について議論しました。また、運 規制緩和を狙う行政に対する対策など、喫 ック労働不足対策や、労働者不足を理由に ック・バス合同会議を開催しました。トラ 11月1日、2日、第1回海コン・トラ

を確認しました。

(2)り組むことが確認されました。

2 国際海上コンテナの陸上 運送に係る安全対策会議

た。会議では、ガイドラインのフォローアッ 実態となっています。引き続き、関係行政に 伝達及び周知状況として①品目・②重量につ 告がありました。その中で特に、貨物情報の %に留まっている結果でした。輸出入コンテ して、③梱包情報については最高でも約60 いては、約90%強で伝達されているのに対 1名、関東地方横浜支部1名が参加しまし 送に係る安全対策会議が開催され、中央本部 内の貨物積み付けに関わる情報の伝達不備が ナを合わせた結果でも、依然としてコンテナ ブ調査(トラ協協非加盟事業者195者)報 3月29日、第国際海上コンテナの陸上運

第1回海コン・トラック・バス合同対策 3 交運労協トラック部会

② 2月15日、第2回トラック部会が開催 され、17年政策課題、政策・制度要求に ついて協議しました。 され、政策課題・制度要求について協議し ました。

定されました。 され、政策課題・制度要求内容を討議し決 4月18日、第3回トラック部会が開催

輸局・国交省要請行動につなげていくこと (4)

請行動を行い、本省に対しても積極的に取 を行い、引き続き、粘り強く各地方での要 業界を取り巻く環境は更に厳しくなってき ありました。また、昨今、トラック・物流 方報告では地方運輸・整備局に要請をして 告されました。31日には国交省本省交渉 行動等の工夫も必要ではないか等の意見が く進んでいないのが現状であること、要請 も本省に伝えますなど、毎年同じ回答で全 ているなど、組織内含めて現場の実情も報 第2回海コン・トラック・バス合同会議 5月30日、31日、海コン・トラック バス対策合同会議を開催しました。各地

訴えていかなければなりません。

12月13日第1回トラック部会が開催 4月21日から24日にかけて、第50

3 組織拡大の取り組み

織拡大キャンペーン等について検討を行いま 10月5日、第1回教宣部会を開催し、 組

組織拡大キャンペーンの開催期間は春のみ

について協議しました。

W

7春闘における「独禁法」問題でした。日

2016年度の最重要課題と 全国港湾連合会の強化につい

しては、1

港協が独禁法を口実に産別交渉、

産別統一

組織の動向

(1) 少となり、10、000名を割る深刻な問 016年6月末時点では、10、310名 の登録人員でした。地方・支部において、 登録人員は9、918名となりました。2 題となっています。 組織内再編等の影響もあり、392名の減 2017年7月3日現在で、全港湾中央

は、地方本部は変更なく9地方本部です では22分会減の436分会となりまし が、支部では、1支部減の47支部、分会 全国の地方本部、支部、分会数の推移

2 組織強化の取り組み

(1) 支部は一部に留まりました。また、組織強 方も一部ありました。 化拡大をテーマにした学習会を開催した地 強化拡大計画を策定して取り組んだ地方・ して取り組んできました。支部ごとに組織 組織の強化拡大を今年度も最重点課題と

課題など、若年層からみた組織拡大、運営 地方での取り組みや地方青年部員の抱える るべき労働運動をテーマに、労働講座の受 講内容を青年対策会議で議論しました。各 名が参加しました。青年部のこれから考え 議を北海道小樽市で合同開催し、総勢57 期中央労働講座と第20回青年対策交流会 方法など、様々な意見がありました。

され、17年政府予算概算要求の取り組み 6月14日、第3回トラック部会が開催 た。 ではなく通年を通し行うことを確認しまし 4

強化と拡大 組織並びに連帯の

(1)

共闘の強化

(2)

が連携となり、産別運動の強化な

を図りまし

あり、産別回答拒否に対する全国港湾連合 別労使関係を意図的に崩そうとするもので 回答を拒否し続けたことは、これまでの産

会の手法(追認作業)はまさしく、各地区

係修復の協議を模索しています。

交運労協について

国港湾は、共闘関係の再構築を目指して関 連帯して取り組めていません。しかし、全 は、共闘関係問題もあり、全国港湾として

FOC・POCキャンペーンについて

FOC・POCキャンペーンについて

①3月4日、交運労協春季生活闘争勝利3 地方12名、中央本部1名が参加しまし ・4総決起集会が東京で開催され、関東

②5月23日、24日、第23 研究集会が静岡県で開催され より4名が参加しました。 回交通政策 関東地本

5 国際交流、 連帯行 動

(1) 国際交流

①11月6日から12日にかけて Z (ニュージーランド海事労) を行いました。 て、松永副委員長が出席し、連帯の挨拶 ンで開催されました。全港湾を代表し 大会が、ニュージーランド・ウエリント て、 M U N 働組合)の

②6月17日、韓国民主労総から、全港湾 との交流懇談の要請を受け、北海道地方 て出席しました。 本部が中心となって交流を行. -央本部からは、大野副委員 いました。 長が代表し

以 上